

令和元年白老町議会第1回定例会6月会議会議録（第3号）

令和元年6月20日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 3時33分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 9号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第16号 財産の処分について
- 第 6 議案第 1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第 2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 3号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 4号 白老町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第10 議案第 6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 7号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 8号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第10号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第11号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第16 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第17 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第18 議案第15号 財産の取得について
- 第19 議案第17号 工事請負契約の締結について
（末広東町通り跨線橋（自由通路）整備Ⅲ期工事）
- 第20 議案第18号 工事請負契約の締結について
（白老駅北観光商業ゾーン インフォメーションセンター新築（建築主体）工事）
- 第21 議案第19号 工事請負契約の締結について
（白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事）
- 第22 議案第20号 工事請負契約の締結について
（令和元年度施行 ポロト公園線改良舗装工事）

- 第 2 3 報告第 1 号 平成 3 0 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 4 報告第 2 号 平成 3 0 年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 5 報告第 3 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
 (1) 株式会社白老振興公社平成 3 0 年度事業報告及び令和元年度事業計画
 (2) 一般財団法人白老町体育協会平成 3 0 年度事業報告及び令和元年度事業計画
- 第 2 6 報告第 4 号 例月出納検査の結果報告について
- 第 2 7 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 第 2 8 意見書案第 4 号 会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書 (案)
- 第 2 9 意見書案第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 (案)
- 第 3 0 委員会所管事務調査の報告
 (議会運営委員会)
 (広報広聴常任委員会)
- 第 3 1 諸般の報告
 (次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付)
- 第 3 2 休会について

○会議に付した事件

一般質問

- 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 財産の処分について
- 議案第 1 号 令和元年度白老町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 2 号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 3 号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 4 号 白老町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第 6 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第15号 財産の取得について
議案第17号 工事請負契約の締結について
(末広東町通り跨線橋(自由通路)整備Ⅲ期工事)
議案第18号 工事請負契約の締結について
(白老駅北観光商業ゾーン インフォメーションセンター新築(建築主体)工事)
議案第19号 工事請負契約の締結について
(白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事)
議案第20号 工事請負契約の締結について
(令和元年度施行 ポロト公園線改良舗装工事)
報告第1号 平成30年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
(1) 株式会社白老振興公社平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画
(2) 一般財団法人白老町体育協会平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画
報告第4号 例月出納検査の結果報告について
承認第1号 議員の派遣承認について
意見書案第4号 会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書
(案)
意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)
委員会所管事務調査の報告
(議会運営委員会)
(広報広聴常任委員会)

○出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君 | 2番 小西秀延君 |
| 3番 吉谷一孝君 | 4番 広地紀彰君 |
| 5番 吉田和子君 | 6番 氏家裕治君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 及川保君 | 10番 本間広朗君 |
| 11番 西田祐子君 | 12番 松田謙吾君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 山本浩平君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

5番 吉田和子君

6番 氏家裕治君

7番 森哲也君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君		
副町	長	古俣博之君		
副町	長	岡村幸男君		
教	育	長	安藤尚志君	
総務課	長	高尾利弘君		
財政課	長	大黒克己君		
企画課	長	工藤智寿君		
経済振興課	長	藤澤文一君		
農林水産課	長	富川英孝君		
生活環境課	長	本間力君		
町民課	長	山本康正君		
税務課	長	大塩英男君		
上下水道課	長	本間弘樹君		
建設課	長	下河勇生君		
健康福祉課	長	久保雅計君		
子育て支援課	長	渡邊博子君		
高齢者介護課	長	岩本寿彦君		
学校教育課	長	鈴木徳子君		
生涯学習課	長	池田誠君		
消	防	長	越前寿君	
病院事務	長	村上弘光君		
代表監査委員		菅原道幸君		
病院改築準備担当参事		伊藤信幸君		
予	防	課	長	後藤悟君
経済振興課	参事	臼杵誠君		
建設課	参事	舛田紀和君		

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長

高橋裕明君

主 査

小野寺修男君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、5番、吉田和子議員、6番、氏家裕治議員、7番、森哲也議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第5、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。
通告順に従って発言を許可します。

◇ 松 田 謙 吾 君

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員、登壇願います。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。一般質問を2点についてお聞きしたいと思います。

1点目の公共施設の現状と老朽化施設の管理計画について。

（1）、公共施設の現状と公共施設等総合管理計画の基本方針について。

①、公共施設の現状と総合管理計画方針と計画対象施設、計画期間について。

②、将来人口見通し、計画期間内人口の推移、更新、改修除却したと仮定した場合の総投資額、計画期間内事業費を平準化した場合の年平均額と財源確保の見通しは。

③、計画の課題と対策等の適切な基本姿勢について。

（2）、第3商港区の現状と今後の利用計画について。

①、取扱貨物量と利用状況について。

②、今後の利用計画について。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 公共施設の現状と老朽化施設の管理計画についてのご質問であります。

1項目目の公共施設の現状と公共施設等総合管理計画の基本方針についてであります。

1点目の公共施設の現状と総合管理計画方針等につきましては、1960年以降、本町の人口増や高度経済成長に伴う行政需要の増大などに対応するため、公共投資を増加させ、公共施設等の整備を進めてきました。しかし、現在この多くが耐用年数を迎え、老朽化が進行しており、施設等の維持管理や改修等に要する費用が大きな負担となっております。この課題に積極的に取り組むべく、平成28年3月に本町が保有する全ての公共建築物及びインフラ施設を対象に令

和18年度までの20年間を計画期間とした白老町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

2点目の将来人口見通し、計画期間内人口推移及び施設改修等に係る総投資額などにつきましては、最新の国立保障・人口問題研究所の人口推計結果では、本町の人口は2040年に9,180人とされており、今後現在の人口1万6,800人から毎年減少し、計画最終年である令和18年には1万人程度になると見込んでおります。施設の改修等に要する総投資見込み額は、一定の推計方法に基づいた算出により、将来40年でインフラ施設も含め約959億円であり、これを計画期間の20年で約480億円とした場合、年平均で約24億円もの経費が必要となります。しかし、現状における公共施設等の改修等に対する投資可能財源は約9億円と見積もっているため、財源が大きく不足する状況ではありますが、財源確保の見通しは立っておりません。

3点目の計画の課題と対策等の適切な基本姿勢につきましては、人口減少等に伴う収入減が予想される中であって、公共施設等の老朽化対策を推進するためには、施設改修等に要する財源を確保するとともに、改修等の費用をいかに抑制するかが課題であります。このことから、安全性の確保と長寿命化を目指しながら適切な維持管理に努める一方で、人口減少等を踏まえた施設の保有量を最適化するとともに、今後予想される大規模改修のために基金等へのさらなる積み立てを積極的に行っていきたいと考えております。

2項目めの第3商港区の現状と今後の利用計画についてであります。

1点目の取扱貨物量と利用状況につきましては、30年の白老港全体の取扱貨物量は約121万9,000トン、対前年比15.6%増となり、過去最高を更新したところであります。そのうち第3商港区の取扱貨物量は約43万9,000トンであり、港湾全体で占める割合は36%となっております。また、取扱貨物については、砂、碎石が79万5,000トンで、全体に占める割合は65.2%と依然として骨材への依存が高くなっておりますが、新規取扱貨物として埋め戻し材として使用される改良土の取り扱いが急増しているほか、昨年からは紙製品の原材料となるウエットパルプの取り扱いも出てきております。

2点目の今後の利用計画につきましては、第3商港区の利用を高めるためにも大型船の寄港を推進することが重要と捉えております。このことから、今後の利用計画として大型貨物船の港湾利用を伴う企業誘致が必要なことから、現在具体の交渉を行っているところであります。また、国においては2020年の訪日クルーズ旅客500万人を目標としており、主要港においてはクルーズ船の受け入れ環境整備に努めているほか、道内においても北海道クルーズ振興協議会が中心となり、関係機関と連携した誘致活動を展開しているところであります。白老港については、一昨年5月のぱしふいっくびいなすの寄港以来実績はありませんが、来春の民族共生象徴空間ウポポイのオープンをセールスポイントとして積極的な誘致活動を行っていく考えであります。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 再質問を行います。公共施設等総合管理計画の基本方針、昭和、平成から令和の時代へ、昭和50年ごろには人口の増加を背景に、やがて社台と苫小牧市錦岡とつながり、白老町も市になるのではと夢を描き、将来の人口増に対応、公共施設建設、インフラ

施設整備もこれから大量の更新時期を迎える。約2万4,500人をピークに、きょう現在1万6,760人の人口です。人口減少に歯どめがきかない。令和20年ごろには1万人を切って9,180人と町長からお話がありました。さらに、需要も利用も大きく変化し、公共施設管理計画の対策になっている。長期化政策で先延ばしし、一層老朽化が著しく、60年を超える役場庁舎を初め、文化施設、体育施設、福祉施設、特に公営住宅、教育施設の一部廃虚化が目につきます。インフラ施設、道路網は447キロもあります。水道管が275キロもあります。下水道の面積が800ヘクタールある。128の橋梁がある。31カ所の公共施設、港湾施設等は待ったなし。将来40年で更新、改修すると仮定した場合、コストの見通しはただいま町長が述べたように959億円にもなる。平準化しても24億円の経費が毎年必要になる。このようにお話しされました。これは、この見通しを聞いただけで私は本当に、私というよりも、驚きの白老町の状況であります。

しかしながら、これをやるとしても、恐らくとても一くくりで解決できる金額ではありません。いずれにしても、のらりくらりと先送りをして、私はそれが関の山だと、今までの町政からいって思っております。改めて計画の見通し、900億円を超え、毎年24億円の費用は想像もつかない金額です。ですから、もう一度、町長に聞いたところで、間もなく任期が切れるわけです。ですから、次の選挙、3期目になったときにこれは聞かなければ、今聞いてものらりくらの答弁にしかならないと思う。でも、今まで2期8年やってきたわけですから、きちんとした先の見通し、こういう物の考え方を聞きしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 公共施設に係るこれからの将来の見通し、今金額を言ったとおりでございます。まともに今の公共施設をそのまま維持しようと思えば、松田議員のおっしゃるとおり本当にとんでもない金額で、とても維持できるものではないと私も思っております。そのために、公共施設等の総合管理計画から来年度に個別計画等々を策定していく中で、白老町のまちの中の社会情勢も勘案しながら、統廃合するものは統廃合する、やめていくものはやめていく、そんなような計画をつくり、年平均で約24億円かかる維持経費も少なくしていく、そして維持管理費に係るお金も単費で出すのではなく、できるだけ有利な補助金を探しながら進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

○12番（松田謙吾君） 私は驚いたのですが、新聞報道で、6月17日、個別計画を策定する。そして、対策を明らかにする。こう新聞報道がありましたけれども、3年前に総合計画が議会にきちんと示されました。町民にも示されました。今度個別対策を明らかにする。これはどんな意味を持って、報道が先になされて、議会にはまだ個別計画策定の話はありません。初めて聞いたわけですから、どんな考え方ですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 公共施設の老朽化対策という部分につきましては、本町に限らず、全国的にも、あるいは地方公共団体のみならず国の施設においても非常に大きな課題となっているということで、平成24年ごろから国のほうでも全国にある公共施設をどのように維持管理

していくかということの対策を組んだ中で、まず各地方公共団体に対しては国のほうから総合的な方針を定める計画をまずはつくりなさいということが通知がありました。その後、それをつくった上でそれぞれの施設の個別の計画をもう少し具体的なものということで、32年度までにつくるべきという通知がなされたところでございます。これを受けまして、本町においても本町の将来的な公共施設の管理の見通しが非常に厳しい状況になるということを踏まえ、本町におきましても総合管理計画をつくって、その後個別施設計画をつくるべく検討を進めてまいりまして、今年度、令和元年度になりますけれども、当初予算に個別施設計画の策定という部分を盛り込みまして、今年度で個別の施設の計画をつくるという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 私は、この新聞を見た瞬間に、この写真が体育館なのです。老朽化が進む白老町総合体育館とある。個別にやる。私は、町立病院の改修を抜きにしてこちらにいったのかなと思って、これは報道が書いたわけですけども、写真つきで。ただ、町民は、私も一瞬そう思ったのですが、病院を抜きにしてこっちが先かと、こう思ったものだから、この報道には私はびっくりしました。そういうことで、今まずお聞きしたわけなのです。

次に、人口減少、少子化の加速、現有公共施設の老朽化は時を待たず、形あるものは壊れ、価値がなくなり、見過ごすことで全てが廃虚化する。大きな財政の投資額は待ったなし。しかし、公共施設等総合管理計画はさまざまな課題と適切な施設のあり方、地域との連携、言うなれば町民の声をきちんと聞きながらの施設のあり方が大事ではないかと思うのですが、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 公共施設の修繕等の関係につきましては、これまでも担当課のほうにはそれぞれ要望等が、町民の皆さんの声が届いておりまして、それが予算の関係上、あるいは削減ですとか縮減という状況の中でなかなか町民の皆さんの声を聞くことができなかったという状況であります。今後は町民の声を含めて積極的に新年度から予算を計上しながらやっていかなければならないと思えますし、またやるに当たっても地域の住民の皆さんの声を聞きながらやっていかなければならないとは考えてございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） まず、わかりました。

それでは、町内のあちこちで遊休施設が最近目につきます。これは民間の住宅も同じです。遊休施設が12施設、その建物として39棟ある。こういうことも計画書に書かれておりましたが、遊休施設の現状と遊休施設の基本的な考え方を伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 現在白老町公共施設等総合管理計画に記載しております遊休施設につきましては、策定したのが平成29年3月ということで、29、30で今年度、令和元年と3年経過しておりますが、その中では既に取り壊しが済んでいるところもございまして、まだまだ

建物として壊すことができない状況である施設が多々残っております。これにつきましては、なかなか壊すという部分では有利な起債はないのですけれども、やっぱり景観上も好ましくございませんので、早期に解体という方向で進めていきたいと思っておりますし、もう一つ、まだ具体的な方向として定めておりませんが、一つの検討としてはその土地と建物を一緒に売却するというようなことで、解体費用もある程度算出して、本来町がその施設を解体した上で土地を売却するという考えもあるのですけれども、解体費を逆に土地のほうから差し引いて、それを一体として売却するというような考え、これは室蘭市のほうでもやられておりますので、そのような方向性も検討しながら早期に進めたいとは考えてございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） わかるのです。総合管理計画は立派なものをつくってあります。立派なものをつくってあるのはわかるのですが、その前に旧森野小中学校、それから旧学校給食センター、旧学校給食センターは来年壊すと言ったのです、建設するときに。それから、白老小学校は草ぼうぼう、竹浦小学校もそうです。管理計画の前に解体なり整理するのが、これは計画前の仕事でないのか、ずっとこれもきているわけですから。管理計画をつくったといっても、先ほど言ったようにのりくらりで先延ばしなのです、まだ。その前に、今日つく老朽化施設の除却、これをきちんとやるべきでないのかと思うのですが、その辺の考え方をまず1つ伺っておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 松田議員のおっしゃるとおり、まずは遊休施設というのが非常に本町は多くございまして、その対策という部分は近々の課題であると十分認識しております。一方で、その他の現在の建物をどうするかという今後の方針をきちんと定めなければならないという部分で総合管理計画を先行して策定したという経緯はございますけれども、もちろん遊休施設の解体を含めて早期に解決しなければならないということは認識しております。ただ、いかんせん、その今後の土地利用ですとか、あるいは民間売却というようなことも考えてはおりますけれども、その今後の利用という部分が未確定というようなところで、なかなか解体には踏み切れないということ。それとまた、解体にも大きな財源が必要になるというようなところが予算との財源的な関係もございまして、なかなか踏み切れていないというのが現状でございます。しかし、松田議員もおっしゃられたとおり、やはりこれは早急に進めなければならないとは考えてございますので、新年度の予算編成に向けてこの辺は十分内部で議論しながら方向性をきちんと定めていきたいとは考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 一日も早くやってもらわなければ、象徴空間も今できるわけですから。これは、白老町にとっては恥になるのです。私は、きのう議会の帰りに桜ヶ丘通りへ行ってみました。緑ヶ丘住宅、町営住宅、あの周りが余りにも草がぼうぼう生えているから、ぐるっと回ってみました。あれも遊休施設に入るでしょう。空き家のところだと思う、草がぼうぼう。

その一方で、フラワーセンターがある。3,000万円もかけたわけですから、整理されている。官舎もある。それから、私がフラワーセンターのテントを1つ外さなければ見づえが悪いよということに要望したのもそのまま、管理事務所の詰所になっている。私が言いたいのは、あそこにフラワーセンターをきちんとつくったかもしれないけれども、その隣の町営住宅に入っている方、これは町民なのです。このまちをずっと支えてきた町民、この方々が入っている施設です。そこに草ぼうぼうであれば見る姿なのか。町長、あの付近行ってみましたか。立派な管理計画どうのこうのといったって、あの姿を見て、安心、安全なまちどうのこうの、言葉だけは出てくるのですが、あれが老朽化した町営住宅の現状。あの周りに住民が住んでいるのです。町長あの状況をどう思いますか。

○議長（山本浩平君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 緑丘の周辺の草刈り、維持管理です。そこの部分に関しましては、そういう状況をしっかり管理していない。担当課としては大変申しわけなく思っております。しっかり管理していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

○12番（松田謙吾君） 町民には草を刈りなさいと役場から電話が行くのです。あちこちに行きます。その役場がああ状況です。草ぼうぼう。小学校の前だって見てみなさい。あれはまちの財産です。あれはごみではないのです。ですから、こういう立派な管理計画をつくったら、町民に物を言えるような管理計画をつくらなければだめなのです、ただつくったって。ですから、私はこんなことは言いたくないのだけれども、私が言わなければ誰も言わないから言っているのです、いつも言いづらいことを。これは、もう少しまちを町長はきちんと見て歩かなければだめです。

もう一つ、次に行きますが、公共施設等総合管理計画に基づく町立病院の建てかえ、それから改修計画。私は、町立病院の運営の話ではないのです。国民健康保険病院、まちの施設は1施設。1966年ですから、ことしで53年ぐらいになります。それに医師宅10棟がある。こう書かれております。町における医療の基幹施設であり、今後とも重要性は変わらない。このように書いてあるのです、最初に総合計画のこれに。現在の医療棟は、築53年経過し、建物や設備のふぐあいが生じている。安定的医療サービスの提供のために早急に建てかえ、改修が必要なのだ。このように書いてある、計画に。病院改築基本方針を策定、新病院の規模、医療体制、これはこれと関係ありませんが、整備スケジュールを明らかにする。こう書いてあります。医師宅等についても医師確保のために必要不可欠な施設である。こう書いてあります。病院とあわせて建てかえを進める。ここに書いてあるのだけれども、これはうそでないことは間違いありませんか。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） 公共施設等総合管理計画に記載の病院改築の関連ということで、私のほうから答弁をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画に記載されている病院の考え方につきましては、議員が申し上げら

れたとおりのこととございます。これに伴いまして病院改築基本方針、これは別途策定していくというような考えでございます。

〔「間違いないか」と呼ぶ者あり〕

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） 間違いございません。

○議長（山本浩平君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、病院の個別の施設の計画ということで、こちらについては平成29年度、厚生労働省のほうからも個別施設計画、こちらを立てるよということと来ております。そのときに北海道のほうとも一応確認事項ということとございまして、施設につきましては特にうちは3階に老健施設があるということ、老健施設につきましては病院とは違って個別の施設計画をつくりなさいということと来ております。ただ、先ほど伊藤参事が答弁申し上げたとおり、当院につきましては当院と同じ病院の改築基本方針、こちらのほうの中でそういった改修計画も明らかにするということ、北海道のほうとも確認をしておりますので、改築基本方針の策定をもってこの計画のほうは策定ということになっております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） それでは、これに書かれているのですが、設備のふぐあいて何ですか。何を指しているのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 50年を超えた施設ということで、特に最近言われているのが給水配管、特にそういった配管。漏水もそうですけれども、かなり配管関係が傷んでいると。それと、構造上、エレベーターだとか、そういった機器についてもかなり古くなってきているということ、かなり多岐にわたっているのですけれども、こういった部分について、これにつきましては改修計画というよりも随時改修を昨年からも続けているということとございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） それでは、病院改築基本方針はどうなっていますか。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） 病院改築の基本方針でございますが、まず28年5月に病院改築の基本構想の策定をさせていただいております。病床規模、そして診療体制とか整備スケジュールをお示しする基本計画というものにつきましては、現段階において策定には至ってございません。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） それでは、病院規模はどう考えていますか。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） 今申し上げましたとおり、病床規模等も含めた具体的な改築基本計画に関しましては、今現時点では策定に至ってございません。現時点での考え

方ということでお答えをさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） それでは、整備スケジュール、これはどうなっていますか。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） こちらに関しましても、今まで2月、5月と病院の調査特別委員会の中でも若干触れさせていただいております。当初整備スケジュールは34年の開設ということで目標を持っておりましたが、現時点においてはその開設というのは現状難しいというところも調査特別委員会の中でお答えをさせていただいております。その辺のはっきりした整備工程等につきましても、現段階では策定に至っていないという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 必要不可欠な医師宅、これはどういう考えを持っていますか。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） 医師住宅につきましても、公共施設等総合管理計画に記載のとおり病院改築と同時に、老朽化が著しいと、同時にしっかり整備をしていくという考えでこの計画の中でお示しをしております。老朽化が著しい部分で先生方にもご不便をおかけしているというところで、あわせてしっかり整備していけるような考えでのこの計画の中での表記とさせていただいております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 今お聞きしたのは公共施設等総合管理計画の策定、もう一つあるのです。財政健全化プラン、これも29年3月に議会、町民に示されたものです。これについてお伺いしますが、財政健全化プラン、病院事業については財政上廃止せざるを得ないとした病院経営について病院改造に取り組み、繰出金の縮減、効果を評価、現在の病院規模と同様の医療施設を持つ病院が必要だ。このように書いてあります。と判断し、病院経営の存続と改築基本方針を決定した。これは、くどいようですが、総合管理計画と重複するのですが、全て病院をつくることに決定しているのです。今さらどうのこうの問題でないのです。こういうものがきちんと議会に示され、町民に示されているのです。その病院が今さらどうのこうのとまだやっている。町長の就任以来8年、間もなく来るのです。それでこういう混乱をしているわけなのです。これも確認しておく、間違いありませんか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 確かに財政健全化プランの29年3月の改訂版の中においても、議員のおっしゃったことについてはしっかり文言として記載されております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） それでは、この管理計画も財政健全化プランも病院は必要だと書いて

いるにもかかわらず、いまだに病院の基本方針がきちんとなされていないわけです。これは、絵に描いた餅にしかならないのです。こういうものは、今であれば結果的には。私は、そのところを明らかにしたくて。管理計画も健全化プランも、いずれも町民のためにつくっているのです。役場のためにつくっているのではないのです。町民のためにつくっている。ここをはっきりさせたくて、つまらない質問だと思っているかもしれないけれども、私はこれを明らかにしたいためにお話をしているのです。健全化プランの終わりにこう書いてある。地方自治体は、その時代の要請を受けて、今を生きる住民の要求をかなえとともに、将来のまちの姿を想像して、まだ見ぬ子供、子孫等の健やかな生活を支えるために必要な投資を行いながら運営を行っていくことが極めて重要なのだ。こう書いてあります。約束した極めて重要な改築基本計画や何かも全部そっちのけではありませんか、今の現状は。病院の早期建設は、まさに今生きる住民の希望をかなえ、そして必要な病院であります。改築こそ極めて重たい町長の公約の使命でもあるのです。どうですか、この辺の考え方をもう一回聞いておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 財政健全化プランの中に入っている文言、そして総合管理計画の中に入っている文言、松田議員がおっしゃることは本当にそのとおりだと私も思っております。今の人も大事ですし、将来の子供たちやこれから生まれてくる子供たちのことも非常に大切なので、これは私の公約にも載っているように、改築を私がしないと云えば、それは本当に違った方向にいとっていると私も思いますが、今改築に向けて、松田議員ははっきり示せというお言葉ですが、私も早く示して町民の方に安心してもらいたいという気持ちは重々私も持っております。それには今の人たちも含めて、将来に向けて、財政もそうですけれども、医療の医師、看護スタッフ等々も含めて、医療関係も含めて今精査をして、何とかことしの夏には方向性を示したいと思っております。昨年公設公営で病床機能を維持するという言葉も申し上げたとおり、改築に向かつてはそこはぶれていなく、進んでいるとご理解していただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 私はなぜこんな質問をするかという、ちょっとその前にお話ししておきたいことがあるのですが、5月13日、病院を守る友の会の宗像会長から追加署名を、地域の高齢化が進行し、町外の医療が困難な高齢者がふえているのです。病院機能維持と改築基本計画の早期策定を求めた4回目の要望書を町長は受け取っております。そのときの町長の、これも報道では書いているのですが、私は報道でしか知りません。これには、将来的な財政負担のシミュレーションを行って、夏までに方向性を示したい、こう話したと報道されております。町長というか、行政側が使う言葉に何月という言葉でなく夏ごろとか、秋ごろとか、こういう言葉がよく使われております。こう話したと言われております。お聞きしますが、夏ごろとはいつごろですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 抽象的な言葉で大変申しわけない。夏という言葉も使っていますし、8月という言葉も使っておりますので、8月と覚えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 町長の解釈は8月かもしれないけれども、6月に入ったら、もう夏です。8月のお盆を越えたら、もう秋です。ですから、そういう曖昧な言葉でなく、もう少し親切丁寧な言葉で私は対応すべきだと思うのです。町長就任から7年8カ月になります。病院の選挙公約も公共施設等総合管理計画の病院改築方針についても、そのあり方がいまだに固まっていない。常に曖昧で、大きな疑問を私は持っております。その場、その場で方針が変わり、何を信頼すればいいのか、町民不安、混乱を招き、事を先延ばしし、責任を回避し、便宜上の手段でごまかし、何のけじめもつけられていない。町民、議会を軽視、年月を重ねているだけです。29年3月に示した公共施設等総合管理計画、町立病院の建てかえ、改修の基本計画はそっちのけ。夏までとか秋までとかと、病院を守る友の会の改築基本計画の早期策定の要望書は4回目になります。受け取った町長の返答は、真剣な会長に向けて困らせ、苦しめ、からかっているようにしか私には見えない。ずっと見ていて、からかっているようにしか見えない。改めて町民活動をどう受けとめるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 病院を守る友の会の方々は数年来署名活動も含めて、町立病院のアメニティーというか、気持ちの部分での協力をいただいております。本当に感謝を申し上げたいと思いますし、さかのぼっていけば、このままの財政でいけば病院は廃止するという言葉からこの運動が始まったわけですが、そこは松田議員がおっしゃるように何点か方針も変わってきたのは事実でございます。ただ、それには病院を守る友の会の人方の行動がすごく影響しているのも事実でございますし、そこから昨年5月に公設公営で病床を維持すると方針を固めて、今その中身の精査をしていますので、はぐらかせたりからかったりみたいな、そんな気持ちで接することは私は一度もありませんし、守る友の会の人も含めて町民にはしっかりと町立病院の方向性は示していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 私の言葉が悪いから、そうなのですが、病院づくりは8年前の公約でもあります。きちんと公約を守るべきだ。私はこう思っています。まちの命運を預かるかじ取りの町長が述べた言葉にこういうのがあります。27年の執行に臨む基本姿勢として、展望を明確にして希望をかなえる町政の目標として町民に示した27年の執行方針があるのです。私は、あのときにおもしろい執行方針だなと、今でも記憶に残っています。ジャック・ウェルチ、この方の引用をして、町長はこう述べました。れんが積みの法則、ただ黙ってやる作業員と何ができるか知る作業員と、それから物がどうできるのか考えてつくる働く人とは、何も考えない人が1とすれば、少し考えてやる人は1.6の値がある。物がしっかりできる、これを描いてやる人は2.56の力を発揮するのだと。町長はこういう言葉で、町の執行方針ですよ、まちの1年間の執行方針。4年前にこう述べたのです。

私は、なぜ今こう言うかという、8年前に病院をつくるという公約をしているわけです。

それから8年たったら、どんな病院ができるか。先ほどの病院を守る友の会にシミュレーションをしてからという言葉にならないのですよ、そうであれば。きちんと公約した段階にどんな病院をつくるのだと頭に描いているのであればです。ウェルチのこの言葉は、町長、何だったのか、今私から言わせると。私は、あの当時、変わったことも言うし、素晴らしいことを考えているのだと大きく町長に期待をしていました。だけれども、あれから4年たったら病院の方向性も改築基本方針も、それから何度も言うけれども、病院を守る友の会の人方が汗水垂らして持ってきた5,000通余りの署名に対する言葉がおかしいのではないのかと、私はそう思うのですが、町長、このときの執行方針を思い出してみませんか。もう一回この言葉をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） れんが積みの話、今頭の中に少しよみがえってきまして、作業という言葉と仕事という言葉とあります。仕事は仕事、作業は仕事でないというか、ただ言われたことをやるだけというようなことも同じ意味合いでありまして、私の仕事もやっぱり先を考えた仕事ということで、今おっしゃるとおりでございます。確かに約8年前の公約として、そのときに町立病院はどういう将来像を描いていのかと。当初から、町立病院は約50年たつ施設で、そのままにはしておけないので、イメージとしてはそのままの改築、新しい病院をつくるというイメージで進めておりました。時代の流れで、あとは白老町だけの問題ではなく、医療関係、医療のあり方に対する考え方や社会情勢等々を考えて、まだこういう病院にするという方向性を今出せないところではございますが、病院をつくる、改築をするという意味は変わっておりません。ただ、それは今だけの人ではなく、将来に向けて、建物だけを建てるのであれば私も早期に決断できるのですが、これは15年、20年、30年と続く病院のあり方を将来の人たちにできるだけ負担を残さない手法を今考えておりますので、その辺をきちんとマッチさせて方向性を示したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

○12番（松田謙吾君） 時間がないからやめるけれども、象徴空間で100万人来ると、そのさまざまな準備をしております。その100万人と町立病院の外来、入院患者、約4万人、どちらが大事ですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） どちらかというのはつけられない。どちらも大事だと思っております。

○議長（山本浩平君） 松田議員、ちょっと待ってください。

今町立病院のことで特化した質問になっております。大きなテーマとして公共施設の現状と老朽化施設の管理計画、まさにこれは町立病院も含まれていることだという認識の中で許可はしておりますけれども、特別委員会あるいは所管事務調査で調査することに関しては議員間の中や議会運営委員会の中でも、一般質問に関してはそれぞれのルールの中で遠慮して質問で上げてきていない議員もたくさんいらっしゃいますので、その辺を踏まえた中でぜひ質問を行っていただきたいと思います。

12番、松田謙吾議員。

[12番 松田謙吾君登壇]

○12番（松田謙吾君） 私は、そのこともわかっているし、できるだけ病院の運営には触れていません。私は、基本計画と改築、ここにずっと焦点を合わせて言っているつもりです。恐らく途中で議長はそう言うだろうと予測をしていました。私は、だから運営に関してはまだ一度も口は出していないのです。建築、改築に関して私はずっとお聞きしてきたことを理解していただきたいと思います。

時間ですから、以上で施設のこちらのほうは終わりますが、あとは第3商港区のほうに入りますが、私も第3商港区については何度も何度もしてきました。もう時間もありませんから、視点を変えて言うと、今の第3商港区、港全体では港ができたときから砂の利用はほとんど同じだし、取り扱い貨物の100万トン、頭が出るか出ないか程度でずっと同じです。ここは視点を変えて、町長、おとしですか、クルーズ船を入れましたよね。あのときに毎年1回はこれから入れたいという言葉もあったのだけれども、クルーズ船もなかなか一朝一夕には私はいくものではないと思う。さまざまなあれを入れるための課題や問題もあると思うのですが、クルーズ船しか私はないと思うのです。今の取り扱い貨物の砂は、第2商港区の貨物取り扱い量120万トン、あそこは取り扱いする港なのです。去年は121万6,000トンですか、少し120万トンを超えたと言っているけれども、120万トン出ても第2商港区で十分に間に合う。第3商港区は、砂を入れながらクルーズ船は無理だと思うのです。ですから、クルーズ船をもし入れるのであれば、どんな課題があって、どんな準備をして、そしてどんな受け入れ態勢をするのかということにきちんと取り組まなければ私はクルーズ船も無理だと思うのですが、象徴空間も来るし、であればクルーズ船を入れられるような港の体制づくりを考えるべきではないのかなと思うのですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思うのですが。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまの第3商港区の利用に関してのご質問でございます。

松田議員からお話がありましたとおり、平成17年に策定いたしました白老港の基本構想、この中の取り扱いの貨物量としては第2商港区までを含めると約129万トンを想定した中で、昨年度については全体で121万9,000トンということであれば、今第3商港区で取り扱っている貨物を第2商港区までに集約して、第3商港区をクルーズ専用の岸壁にすればいいのではないかとといったようなことも考え方としてはあろうかと思えます。ただ、一方では、今の企業誘致案件として大型の貨物船、マイナス11メートルの岸壁でなければ対応できない事案も、ちょっと交渉中の事案もあるものですから、そこは両てんびんにかけるわけではないですけれども、企業誘致も進めつつ、クルーズ船の誘致も行っていきたいと考えております。

現在クルーズ船を取り巻く課題ですけれども、今大きく分けて国内の船社が運営するクルーズと海外の船社が運営するクルーズがございます。国内は、現在一昨年寄港したぱしふいっくびいなす、それとにつぼん丸、飛鳥Ⅱがございますが、うちの第3商港区の岸壁のスペックといたしますか、サイズでいきますと飛鳥Ⅱはかなり入港するのは難しいということで行くと、日本船はぱしふいっくびいなすとにつぼん丸、これが誘致のターゲットになってくるかなと思っ

ています。それと、海外のクルーズなのですが、現在国においては訪日のクルーズ客、2020年に500万人を目指しているといったような状況の中で、道内においても昨年と比較すると今年度においては道内全体で130隻を超えるクルーズが寄港予定になっているということでございます。前年度と比べると約3割増になっておりますが、大きな要因としては函館港がクルーズの専用岸壁を整備したというところで大幅に寄港予定数が伸びてございます。そういうこともありますので、課題としてはクルーズの専用岸壁を持つという考え方は間違いはないかなと思っています。ただ、一方では海外のクルーズ船に関しましては、現在新造船されるものも主には10万トンを超えるような大きなクルーズ船が主流になってございます。ということでいいますと、一昨年入ったばしふいっくびいなすについては3万トン以下のクルーズ船でございますので、うちの第3商港区でも入れないサイズのクルーズ船がふえてきているというのは1つ課題かなとは思っておりますが、私どもとしてはうちの岸壁でも入れるクルーズをターゲットに営業をかけていきたいなと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 私は難しい話はわかりませんから、新聞を見てこの間ちょっと気がついたのですが、クルーズ船は国土交通省ですか。全国でクルーズ船を扱っている16か17あると新聞に出ています。補助金も30年度は7億円、国土交通省が出している。国も今の倍のクルーズ船を入れたいと、こう言って、書かれているのですが、象徴空間もある。私は、苫小牧市、室蘭市があるから、苫小牧港に入ったクルーズ船はどこを見るかといったら、象徴空間に来ると思うのです。どこに入ってもそうかもしれない。だから、なかなか難しいところはあるだろうなと、こうは思うのだけれども、クルーズ船を白老港に入れて、室蘭市を見に行けばいいわけです。苫小牧市を見に行けばいい。こういう逆の発想もあるわけですから、手っ取り早く言うと、国の象徴空間を含めた補助金を白老町へ持ってきて、岸壁に通路をつくったり、それから移動ブリッジ、あんなのをつくったり、国から補助金をもらって、いい好機だと私は思います。そういう面では象徴空間を含めると。そういうことを私は考えたほうが港の誘致にいいのではないかなと思うのですが、その辺の考え方を聞いて終わります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 白老港、特に第3商港区の活用のお話だと思います。松田議員のおっしゃるとおり、クルーズ船は今外国客も含めて国のほうで力を入れておりますので、今ほど国土交通省の7億円のお話もございました。ハード、ソフトも含めて、今アイヌの新型交付金等々もありますので、その辺をクルーズ船、そしてウポポイにつなげていけるように努力もしていきたいと思っておりますし、そのためにPR等々も含めて港湾関係者と一緒に進んでいきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で12番、松田謙吾議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは日程の変更をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議5-1、議案第5号でございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

改正規定の朗読は省略いたします。

議5-3をお開きください。議案説明でございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するもののうち、選挙の執行を担う非常勤特別職の職員の各報酬について、近年の物価変動や公務員給与の改定等を踏まえ、その基準額の改定がされたことから、本町における当該職員の報酬引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものである。

戻りまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
職名	報酬		職名	報酬	
	区	金額		区	金額
		費用弁償			費用弁償

			分						分		
1 ～ 4 略	略	略	略	略	略	1 ～ 4 略	略	略	略	略	略
5	選 挙	選挙長	日 額	<u>10,600</u>	略	5	選 挙	選挙長	日 額	<u>10,800</u>	略
		投票所の 投票管理 者		<u>12,600</u>				投票所の 投票管理 者		<u>12,800</u>	
		期日前投 票所の投 票管理者		<u>11,100</u>				期日前投 票所の投 票管理者		<u>11,300</u>	
		開票管理 者		<u>10,600</u>				開票管理 者		<u>10,800</u>	
		投票所の 投票立会 人		<u>10,700</u>				投票所の 投票立会 人		<u>10,900</u>	
		期日前投 票所の投 票立会人		<u>9,500</u>				期日前投 票所の投 票立会人		<u>9,600</u>	
		開票立会 人		<u>8,800</u>				開票立会 人		<u>8,900</u>	
		選挙立会 人		<u>8,800</u>				選挙立会 人		<u>8,900</u>	
以下 略						以下 略					

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第9号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） それでは、議9-1をお開きください。議案第9号でございます。白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

次に、附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白老町介護保険条例第4条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

続きまして、議9-3をお開きください。議案説明でございます。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、所得の少ない第1号被保険者に係る介護保険料の公費による軽減について、消費税の引上げに併せて段階的に強化することとされたことから、軽減後の保険料率を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
(保険料率)	(保険料率)
第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）	第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号被

<p>第9条第1号被保険者をいう。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,800円</u>とする。</u></p>	<p>被保険者をいう。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>25,700円</u>とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「<u>25,700円</u>」とあるのは、「<u>39,400円</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 <u>第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料について準用する。この場合において、第3項中「<u>25,700円</u>」とあるのは、「<u>49,700円</u>」と読み替えるものとする。</u></p>
---	---

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。改正後のところに平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料ということで、今回消費税が上がるということで10月から第1から第3段階の方の軽減がされるということで、前から質問もしていたのですが、令和2年度までということはこの軽減策というのは2年度までという意味なのかなと捉えたり、それから第7期計画が令和2年度までになるのです。ですから、その期間内の条例改正なのか、その辺をちょっと確認したくて質問しました。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 今回の改正につきましては令和2年度となっております

が、これにつきましては第7期の計画の期間内の内容というようなことになってございます。それで、今回の改正につきましては、あくまでも令和元年度分の保険料の改正というような内容となっております。今後国のほうで令和2年度の軽減の部分につきましても法改正が行われまして、軽減の算定の中身といったものが示されると見込んでございます。その国の法律の改正がありましたら、本町の条例改正も必要があれば改めて議会のほうに議案を上程させていただくというような考えであります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 新旧対照表でお聞きしたいと思います。

その前に、先日介護保険料と国保の一般質問がありましたけれども、私も内容は同感なのです。そして、納付書が毎年来るたびに制度について疑問を感じているところです。それで、今回キラ☆老い21かな、消費税が変わることによって公費の軽減をするということを見てきたのですけれども、対照表を見ると、ちょっと私も理解しかねる部分というか、余り学習していないので、ちょっとお聞きしますけれども、改正前は公費軽減後が3万800円になっていますよね、だけれども改正後は1号の被保険者は2万5,700円、このようになって、4が2万5,700円とあるのが3万9,400円、5も2万5,700円とあるのが4万9,700円。だから、2万5,700円であったものが段階によってこれだけ額が上がっているのですけれども、どういう根拠でこういう額になって、キラ☆老い21を見ても金額がちょっと違うのです。当然改正になって、具体的に国のほうで決まったから数字が違うのかわかりませんが、なぜ金額が改正前2万5,700円で一律なのが3段階に分かれてしまっているのか、その根拠と理由、3号でこれだけ金額が変わったことによって対象者の増減がどうなってくるのかということなのです。納付書を送ってきて、中を見てもわからないのです。また、今回消費税のためになぜこういう変化が生じてくるのか、その辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時31分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） まず、根拠と理由という部分でございますけれども、国のほうから示された実施内容、今回金額で私のほうは説明をさせていただきましたけれども、割合で申しますと、実施内容という中身で申しますと、まず第1段階の割合という部分でいきますと本町の場合は現在第1段階の軽減の割合を0.45にしてございますが、これを今回0.375に変更するというようなことになっております。それと、第2段階につきましては、割合を0.7から今回は0.575に変更するというような考えでございます。それと、第3段階の割合については、0.75の割合を0.725に変更して実施を行うということでございます。

それと、対象者の増減ということでございますが、こちらのほうにつきましてはあくまでも計画の中にある対象者で見込んでございますので、増減というのはないというような今のとこ

ろの考えでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） これは、私が聞いたからとかというのではなくて、この数字は非常に大事な部分なのですよ、町民にとっては。こういうのは我々も聞かれるし、当然これから納付書が行けば、どうなのとなるのです。ですから、こういうのは、今議員方とも話したのですけれども、そういう改正の金額的な部分、率的なものをきちんと一覧表に出して説明するというぐらいの議案説明をしていただきたいのです。そういうことで、岩本課長を責めているわけではなくて、全体的なつくりの中で必要でないかなと思うのです。事務的な部分だと思うのですけれども、この辺に対して総務で査定してくるのですけれども、そういう部分の審査というのは通過しないでくるのか、その辺はどうですか。また、私が言ったことが必要だと思うのです。そういうことを今後心がけて、議員、町民にわかるような説明資料をつけて理解させるということが大事かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 前田議員のおっしゃるとおり、いつも議案説明をつけるかつかないか、説明会のときに説明するかしないかというところで打ち合わせをしたりはしております。今後ともそういった打ち合わせの中で、要するにわかりやすく説明するという上で必要という場合につきましては議案説明をつけるということで整理をしたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 皆さんもわかりませんし、条例改正の内容を知るためにも、改正前と改正後の対比の率が出ていますから、それによって金額が幾らふえるのかとか、そういうものの資料を後日出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 後ほど配付をさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 財産の処分について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第16号 財産の処分についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議案第16号、議16—1をお開きください。財産の処分について。

次のとおり財産を処分するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

1、処分する財産、土地、所在地、白老郡白老町字石山68番33、地目、宅地、地籍、1万5,409.52平方メートル、処分価格、4,006万4,000円。

2、処分の相手方、東京都中央区新川1丁目22番11号、株式会社希松代表取締役社長、小松令以子。

次のページ、議案説明であります。財産（土地）を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。議案説明で1万5,000平方メートルを超える売却ができたということは、町にとってはうれしいのかと感じているのですけれども、今回の財産の処分に当たっての第三セクター等改革推進債の償還、4,000万円程度進むと感じたのですが、第三セクター等改革推進債の残債と、あと今石山工業団地のまだ工場、上物が建っていない部分も含めてある程度の売却が図られたと思うのですが、大体何割程度の売却が進んだということで今押さえていますか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今回この財源を使いまして第三セクター等改革推進債の起債を繰上償還するということになってございまして、これによりまして元年度末の第三セクター等改革推進債の残高は8億3,300万円、利息軽減効果は226万7,000円でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。第三セクター等改革推進債は、まだ半ばなのかなと。ちょっと事実関係の整理も含めて質問するのですけれども、希松名義なのかどうかは私も承知

していないのですけれども、私の記憶によると隣地も、希松になるのか、関連企業になるのか定かではないのですけれども、所有されていて、買い増しのようなことで今回土地を取得されたと承知しています。ですので、今回の売却に当たった関係で町側から働きかけがあったのか、それか逆にそもそも所有していた企業からの申し出があったのか、このあたりの経過の関係と、あと今後の上物に対しての利活用の考え方を今承知されている範囲で結構ですが、答弁願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 今ご質問のとおり、隣地の買い増しということになってございまして、現状お聞きしている状況は、今の工場の生産がフルラインで稼働しているという、そういう状況のようございまして、今後の計画として今7,800平方メートルぐらい既存の用地を持っていらっしゃるんですけど、その隣が今回1万5,409平方メートル程度ですか、追加で購入されて、今後新たに工場等も計画していくという、そういうような考え方でございまして、町のほうに購入の申し込みがあったということでございます。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。こちらに進出していただいている企業の中でも、例えば中食という時流を押さえたような形で工業進出、さらに買い増しをされて工場を増棟された企業もあります。そういったような中で、かねてから既存の企業に対してどれだけ働きかけをしていくかというのは、新規企業の進出を促すのに比べて学者の調べだと数倍の効果があるという学者もいました。ですので、これから石山の未利用地がまだある程度相当数残っているという、確認はまだされてはいませんが、まだ相当数残っていると思います。これが白老町の活性化にとってさらに活用されることが必要だと考えますので、特に進出企業も含めて立地企業に対しての協議、そして何が町として支援できるのかどうかという部分の情報交換や懇談のほうを重ねていくことがこういったような大きな成果につながっていくのではないかと考えますので、今後の既存企業に対してのさまざまな支援のあり方について最後に答弁願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 従来、これまでもと言ったほうがよろしいかと思います。進出された企業にはいろんなことで私どもも進出していただいた後のフォローというか、そういうことも含めて企業訪問させていただきながら、何か課題等があれば積極的にこちらのほうも協力していくような、そういうような体制の中で既存企業のフォローアップもさせていただいている部分がございます。そういう中で、今回のようなお話もご相談を受ける中で対応するというのも当然でございます。今回はナチュラルサイエンス、希松のほうは、先ほどお話ししたとおり工場が今フル生産という状況の中で、購入したいという、そういうお話をいただいて、本当にありがたいお話でございまして、引き続いて既存企業にはこちらのほうも積極的な働きかけをさせていただきたいと思っけると同時に、新規の企業にも企業誘致活動をしながら白老町のほうに誘致をしていく、こういう努力も続けていきたいと思っます。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 工業団地の未売却地の状況でございます。

石山の工業団地、これは全体面積としては34万3,000平方メートルございますが、今回のものも含めて既に売却済みのもので26万2,300平方メートルになるかと思われまます。その中で、残地といたしましては区画数にしまして5区画、面積にしますと約8万平方メートルが未売却地として残っているという状況でございます。それとあわせまして、国道沿いの石山特別工業地区につきましては、売却地のトータルとしては5万8,500平方メートル所有してございますが、うち売却済みのものでつきましては4万5,000平方メートルが売却済み、残り1万3,000平方メートルが未売却地という状況になってございます。区画数については、2区画残っている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 希松には関連企業を含めて白老町で非常に企業活動をしていただいているということに対しては評価しますし、今後もぜひ発展していただきたいと思ひます。

ただ、工業団地の関係です。事務的というか、一つの方針があったはずなので、お聞きしますけれども、さきに財産処分する理由が先行取得するということでしたよね。それで、契約によって特約条項があったはずなのですけれども、その辺はどういう整理の仕方をされていますか。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ただ土地を売るのではなくて、企業進出してきたときにある程度稼働してほしい、そういうことで、契約するときに5年なら5年以内に工場を建ててくださいとか、そういう条項をやっているはずなのです。だけれども、希松が隣地を買っているときは多分金額か面積が少ないから、議会上がっていないはずなのです。今回は上がったからわかるはずなのだけれども、上がっていたのかな、失礼しました。それで、特約条項についてはどういう措置をしていますか。今の同僚議員の話も聞いたら、将来的な展開もするというのは、それはわかるのだけれども、町として工業団地の財産を処分するという中に一つの契約条項を設けてやっているはずなのです。その辺の部分というのはケース・バイ・ケースはあるけれども、基本方針としてどのような取り扱いになっているかということなのです。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 石山の工業団地の売却の事案につきましては、一定の条例、規則に基づいた中で、契約書の書式等も決められておりますが、過去においては買い戻しの特約条項とかというのもございましたけれども、現在はそういった条項は設けられておりません。ただ、契約書の中身については、事業用地として計画どおり進めてくださいというような一文はたしかあったかと思ひますけれども、今回の取得においては、現在虎杖浜の稼働している工場のほうが、今東京の本社工場、それと北海道の虎杖浜にある工場、この2工場をフル稼働していますけれども、生産体制がなかなか追いつかないということでございます。それで、今回取得というのは、まず隣接地を他の企業に購入されるよりは一団で持っておきたいという意図もございましょうし、もう一つは、これは1年、2年後という話ではないのですが、近い将来北海道の第2工場用地として拡張用地として取得したいといったような意味合いと聞いており

ます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 説明は非常にいいことです。私は否定しません。ただ、事務的に財産のもう契約しているはずですよ、仮契約するかもわからないけれども、その中でどうなっていますかという、きちんとこうなっているとえばいいのです。私は責めているわけではないし、5年なくて、今みたいに先行投資だから、そういう特約条項を外した契約になっているとか、そういうこと、きちんと事実を皆さんが理解しておかないと後ほど、財産だから継続性があるので、その辺をきちんと私は聞いているのです。だから、どうこうと思って言っているわけでもないのです。事実としてどういう処分をして、こうだよということを聞いているのです。それをきちんとしておかないと、企業ですから、これからどうなるかわかりませんから、そういう部分で町としてどういう心構えで契約しているかという、その条項、特約条項があるのならある。課長が説明したように、そういうことだからとったとか、そういうことをきちんと整理されていますかということです。あるのだけれども、とったとか、そういうことをきちんと言ってください。

○議長（山本浩平君） 希松とかにこだわらず、販売に関するルールを聞いているわけです。藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまのご質問でございます。

売買契約書の内容につきましては、当然ながら今回の議会の議決をもって本契約ということになりますので、現段階では仮契約という内容になっておりますが、条項の中には、1つは契約の日から5年間は売買土地を白老町が認めた施設用地以外の用途に使用することはできないといったようなこと、それともう一つは5年間のうちに第三者に転売してはならないといったような条項が設けられております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。ただ、5年以内に工場を建てるとか、それに供しなければいけないという条項についてはうたっていませんか。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 5年以内に建てなければならないという条項は設けておりません。現に工業団地内にも古くに土地を取得して、そのまま放置されているといたしますか、建設のめどが立っていない事業者もございますので、現在はそういった契約条項にはなっていないということでございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 財産の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第1号でございます。議1―1をお開き願います。令和元年度白老町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度白老町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,939万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億614万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 11ページのU I ターン新規就業者移住支援事業、100万円なのですけれども、これからこの事業をどのように展開されていくのか、その辺をもうちょっと詳しく説明をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） U I ターン新規就業者移住支援事業について答弁させていただきます。

事業の概要としましては、まち・ひと・しごと創生基本方針2018に盛り込まれたわくわく地方生活実現政策パッケージということで、これは国の政策にのっとったものでございますが、これは東京圏の一極集中の是正並びに地方の担い手不足を図るためにU I J ターンの方に対して、具体的に申しますと北海道が東京圏の求職者を対象としたマッチングサイトといいましてインターネットのサイトをつくった中に中小企業の名前等を記載しまして、その中で東京圏の23区内に住んでいる方が例えば北海道の白老町に移住して、そちらの企業につきたいといった

場合に、国からと北海道と市町村を合わせまして、世帯ごとでいきますと100万円の助成金というか、補助金が出るというような仕組みでございます。そのサイトにつきましても、これから北海道のほうで8月に整備するというような内容になってございますので、これから北海道と共同で全体的に63市町村が北海道内でやることになっておりますけれども、その一環として白老町もそこに参加して、東京都内から移住されてきた方が登録されている企業に就職した場合に100万円の助成金が出るというような中身でございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） その100万円のお金は、企業に行くのか、それとも個人に行くのかというところも伺いたいと思います。それと、今回100万円、こうやってなっておりますけれども、実際に白老町で登録している企業の数、また白老町で今後これくらいの人数はぜひこのお金を利用して移住してほしいと見込んでいるのか。実際に企業に来てくださるということになったときに、企業のほうで住宅とかそういうものの手当て、もし白老町も協力するのであれば白老町はどういうような協力をしていくのか、その辺まで教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） まず、一番最初にご質問のありました企業に来るのか、それとも移住される方というお話がございました。これにつきましては、当然新規の移住者のための支援事業ということで、あくまでも人に対してというような助成事業となっております。それから、白老町、全道的にもそうなのでございますけれども、先ほども申しましたとおり、8月にこれから北海道庁においてそのサイトをまずつくり上げるという作業から始まるということでお聞きしていますので、これから募集になるというようなことで、白老町がというか、全道的にもこの企業がそこに参加するとかということはまだ決まっておりませんので、これからの募集になるということになっているところでございます。

企業数は、あくまでも中小企業が対象ということで今示されているところでございますので、これからそういった周知もかけていくということで、予定数とかもまだつかめていないというようなところでございます。

それから、町のほうの今後のそういった場合の支援の考え方ということで、全体的なお話をさせていただきますと、移住、定住、それからそういった支援という部分は人口減少対策の部分も含めて十分検討していかなければならないと考えておりますが、今回のこの支援事業につきましても町が4分の1持ち出しということで、100万円の場合は25万円、実質町の負担というような中身になってございますので、それ以外にも移住、定住に係る支援策というのは、先ほどちょっと答弁がダブりますけれども、人口減少対策のためにもっともいろいろな政策、施策を打っていかなければならないのかなとは考えてございますが、具体的にこういったものをやっていきますというのは今この場ではありませんけれども、そういうことも今回の支援事業を含めてどういったものができるかというのは十分これから検討していかなければならないとは思っているところでございます。

○議長（山本浩平君） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時05分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、資料の追加と差しかえがありますので、説明いたします。議案第9号の令和元年度介護保険料についての説明資料をお配りいたしましたので、参考にしていただければと思います。もう一枚は、意見書案第4号、これは文言の書きかえがありますので、差しかえしておいていただきたいと思います。

それでは、先ほどに引き続きまして令和元年度白老町一般会計補正予算（第2号）の質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。先ほど質問がありましたけれども、別のことをお聞きしたいと思います。11ページのUIターン新規就業者移住支援事業なのですが、これは先ほど伺いましたら東京集中型を変えるということで国の制度として、町がこれからこれを受けてやっていくということなのですが、要綱または条件というのが、こういうのは大抵何年は住むとか、そういった規定があるのではないかと思うのですが、その辺はどのようになっているのか、要綱等は来ているのかどうなのか。それに基づいて進められると思うのですが、その点1点を伺いたいと思います。

一緒に伺いたいと思います。これは、人口減少と、それから定住、移住策として私は本当に素晴らしい施策だなと思って、これを見たときに東京集中型だとは思わないで、全国どこからでも白老町に住みたいと思ったらやるのかなと思って、よかったなと思って、それをいろいろ聞こうと思って書いてきたのですけれども、東京集中型なので、だめだなと思ったのですが、この制度が成功したら白老町独自の、北海道、白老町にとっては札幌市は都市なのです。札幌市へ行く方がやっぱり多いです、大学でも何でも。東京へ行くとなかなか戻りづらいというのがありますけれども、札幌は割と見えていますし、自分が住んでいたところということもあって。この制度が成功したら、町としてこれを活用した方法を何か、助成の金額は別としても考えるべきではないかなと考えます。

それと、13ページの介護保険制度の減額について伺いたいと思います。先ほど質問がありましたけれども、9段階に分けております。これは、低所得者の介護保険料の負担を少しでも軽減させようということで9段階になっております。その中の第3段階まで、これは全員が非課税世帯ということになっています。ですから、消費税が上がることで、社会保障として低所得者の援助というか、支援をするということでの制度だと思うのですが、先ほど質問ありましたように、なかなか議会議員でも理解できないのですよ。ですから、今年度所得が決まりましたので、介護保険料はそれぞれ個人に幾らかかるということが知らされますよね、そこにきちんと。減ったという知らせは大変うれしいことだと思います。でも、減ったか減らないかもわからないし、高いという観念だけは持っていらっしゃる方が多いので、その辺をしっかりと周知をしていただきたいと思いますが、そのお考えを伺いたいと思います。

それと、同じ13ページの白老町における消費相談体制についてちょっと伺いたいと思います。

消費者協会がなくなって1年になりますけれども、相談状況、相談件数等は減っていないかどうか。また、今現在の白老町におけるそういった対策はどのようにされているか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） UIターンについてご答弁させていただきます。

まず、実施要領としまして、北海道U I Jターン新規就業支援事業実施要領というのが定められておりまして、その中で先ほど答弁した部分、それから抜けていた部分もちょっとございますけれども、そういう要領の中で細かく規定されておりまして、全文はこの場では割愛させていただきますが、要件としましては連続して5年以上東京23区に住んでいる方が対象となりまして、例えば白老町ということになりますと5年以上継続して住む意思がある場合というようなことでの補助金の助成という格好になります。逆に、ではこれは5年たたなかつたらどうなるのだというお話が当然出てきますので、この要領の中では、3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合、これは全額の返金となります。それから、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職場、こちらをやめた場合、こちらでも全額の返金というようなことになってございます。移住支援金の申請日から3年以上5年以内に受給した市町村から転出した場合は、半額戻しなさいという要領になっているところでございます。

それから、2点目に、札幌市というか、全国のところの部分も町として考えたらどうかという部分は、まさにおっしゃるとおりだと思います。人口減少対策という部分では、移住、定住施策は重要なものだという捉えはしてございます。また、今白老町において移住促進協議会を設けておりまして、いろいろなフェアでさまざまな活動をしていただいているところですが、町としてもまだまだ足りていない部分を研究し、また促進協議会の中でも議論しながら、さらに進めていけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） 介護保険料の改定に伴います周知の関係でございます。

まず、介護保険料の決定通知につきましては、今年度7月中旬に発送を今予定してございます。その前段といたしまして、まずは保険料が変わったというような中身のご案内を広報のほうで周知をさせていただきます。また、決定通知を送付する際にも折り込みのほうをさせていただきますし、また高齢者の方から個別に問い合わせ等があったら、きちんと丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 消費生活相談の状況と件数、対策等のご質問でございます。

まず、状況におきましては、報道等にもありますように、架空請求等の詐欺が割合的には多いかと捉えております。30年度の実績で申し上げますと、相談件数が117件という状況で、29年度123件というところで、若干減ってはいるのですが、28年度103件ということで、ほぼ100件前後の状況ということで推移してございます。また、対策ということで申し上げますと、生活環境課に消費生活センターがございまして、そちらにおいて、5月が消費月間ということもございまして、パネル展を実施したり、それから町内スーパー2カ所で街頭啓発等を行って

おります。また、ことしの冬時期になりましたけれども、銀行等においてもそういった街頭啓発を行っている状況でございます。

消費者協会が解散してちょうど1年になります。影響は本当に大きいかなということで改めて認識はしているところなのですが、特にもともと白老町消費者被害防止ネットワーク組織の中の事務局を担っていただいておりますが、ことしの2月、情報交換会の中でこのネットワークの設置要綱を改正いたしまして、私ども所管する生活環境課のほうで今回事務局をまず暫定的に受け持った中で、こういった対策を維持、継続という意味で行っております。今後もまずは消費者が被害に遭わないような未然防止対策を継続しながら徹底していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） UIターンについてはわかりました。

介護保険料のことなのですが、個別にも周知をし、電話相談等にいろいろ乗っていくということなのですが、今回の介護の繰出金が1,736万3,000円になっていますけれども、これはこれから出すわけですから、ことしの10月からなのか、いつからの分なのか。10%になった時点での軽減額も白老町は4分の1負担ですから、4分の1の金額になるのか。だから、次年度、令和3年はもっと金額が大きくなるのではないかと思うのですね、1年になりますから。その辺の試算はされているかどうかということが1点と、それから今回第7期の介護保険計画をやっておりますけれども、来年第8期の計画づくりに入っていくと思いますが、介護保険料を設定するときに介護保険料が高くならないように介護保険で基金を積んでおりますよね、前回は6,500万円を崩して、それぞれ個人に振り分けをして介護保険料の負担軽減を図ってきたわけですが、こういった低所得者に対しての軽減策が出てきた中で、今後保険料に対しての基金を使った対策はされていくお考えなのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それと、もう一点、消費相談のほうは体制づくりはわかりました。ただ、何回か電話が入るのです。こういう電話があったのだけれども、吉田さん、どうしたらいいのだろうということ。前は消費者協会があったけれども、相談はどこにしたらいいのということで、生活環境課に相談してと。それと、断ったと言うから、断ったら断ったでいいから、情報提供してくださいという話をしておいたのです。ですから、そういう面では、担当の方が休みのときがあったりするのです。そういったときには、課として専門家がいらっしゃらないときは代理で受けられるような方、ある程度の知識を積むような方をつくっておく必要があるのではないかなと思います。その辺について伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） まず、今回の補正に関する保険料の関係でございます。この軽減につきましては、あくまでも令和元年度の保険料とご理解いただければいいかなと思います。また、先ほどもお話しさせていただきましたが、来年度につきましては国の法律の改正がされ、内容等が示されれば、改めて条例改正を行う議案の上程をさせていただくというような考えでございます。

それと、8期におきます基金の考え方でございます。こちらのほうにつきましては、今の段

階でこうする、ああするということは申し上げることはできませんが、基金を有効に活用するためには、保険料を抑制していくということに使うというような考え方も1つ我々のほうでは押さえてございます。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 限られた中での対応ということでございますけれども、最大限相談で電話、もしくはお越しいただける方には丁寧な対応ということで私どもも努めております。吉田議員のほうの個人的にと言ったらちょっと語弊がありますけれども、消費者協会の中で培われた部分、極力我々町としてもそういった相談はきちんと引き継いで、そういった詐欺に遭わないような対応をしていきたいと思っております。相談員は、どうしても勤務時間が決められております。今消費者庁においても消費専門ダイヤル188というダイヤルもございます。その場合は、平日は消費生活センター、地元につながるのですが、それを土日を受けて、おつなぎするというシステム化されてきております。そういう意味では極力私ども職員も、専門的なことはなかなか難しいのですが、初動的にはきちんと対応できるようには今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。13ページの観光対策費の地域おこし協力隊事業についてですが、議案説明のときに駅北インフォメーションにということで伺っております。現在継続されている地域おこし協力隊につきましては、フリーミッションで採用して、皆さん独自のすばらしい活躍で、白老町の魅力を発信していただいていると認識しておりますけれども、駅北インフォメーションセンターに係る協力隊はフリーミッションとはいかないと思うので、どのような業務内容になるのか詳しくお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 今回の補正予算分の地域おこし協力隊の業務についてでございますけれども、先日の特別委員会でも若干ご説明をさせていただきましたが、地域DMOの登録に向けて町としては人材の確保ということと地域おこし協力隊ということでの支援を行ってまいりたいと考えてございまして、地域DMOの登録に向けて必要な収益事業の担当者として1名の採用ということで考えているところでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 収益事業の担当者ということのお話だったのでございますけれども、そうしましたら、体験型、着地型の旅行のプランですとか、あるいはどういったものを販売するかとか、そういう細かいことをこの地域おこし協力隊の方にお問い合わせということになるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） おおむね特産品のPRの物販の部分と、あと大型バスの関係の部分ですとか、そういった収益部門に関する業務を予定をさせていただいているところでございます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。そうしますと、どなたがなっても割と仕事のしやすいというか、販売員的な作業と、あとは駐車場にバスが入ってきたらチケットを渡すような、そういったような業務内容になるという押さえでよろしいですか。それと、観光協会にふだんは入られて、いろいろ白老町のことを学びつつ、そういうことの準備にかかるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 今想定している業務内容なのですが、1つはインフォメーションセンターの開設の準備全般、これが1つです。それから、もう一つがDMO登録に向けた業務全般ということで、先ほど白杵参事のほうから答弁をさせていただいた部分でございますけれども、もう少し具体的にインフォメーションセンターの開設準備全般という中にはどういうことを考えているのかということになりますけれども、先ほどお話のありました例えば観光のルートですとかプログラムの造成ということも、これも全部が全部その方が全てということではありませんけれども、そういう支援であったり、それから新たな観光のお土産品、こういうものの開発支援、これは食品ですとか、それから工芸品も含まれますけれども、そういうものの支援を行う、それから観光PRツールの作成ですとか、あとは観光情報の情報発信ですとか、そういうようなことを考えていっていただく、そういう人材として今回この協力隊の予算を使って採用して、開業のための準備を進めていきたい、このように考えています。それと、もう一つは、DMOの先ほどお話がありましたけれども、DMOとして新たな事業展開ということが当然ありますので、そこはどんな事業をやっているのかということもこの協力隊になられる方に担っていただきたい、こういう考え方で今回予算を上げさせていただいております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。今継続されている3名の方は、本当にいい方たちが白老町に来てくださっていて、アイデアマンであるし、地元の輝いていなかった材料を本当に輝かせてくれている3名であるなと思うのですけれども、今お話を伺いましたまた新たに募集する予定の方の任務も、相当ハードルが高いというか、高度な任務ではないかなと思うし、インフォメーションセンターにおいても、地域を周遊させる企画においても、かなりの能力を持った方でないとこちらのほうの希望に沿えるのかどうか、この中途半端な時期に募集をかけて、来ていただけるのかどうか若干不安があるのですけれども、そのあたりの見解をお尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 今観光の分野で協力隊員になっていらっしゃる方というのは、本当に議員がおっしゃったとおり、その素材が生かせるのかどうかということやなかなか地元にいる人間だとわからない部分を、新たにきていただいた中でそれを新しく開発していただいたりして積極的に取り組んでいただいていると、このように私どもも非常に評価させていただいております。そういう意味では、いい人材が協力隊員としてなっていたらと思ってございます。実際これからまた予算をつけていただいて、人材を確保するとなりますが、かなりそういう意味ではハードルは高いと思っておりますが、特別委員会でも説明をさせていただきましたが、

これから観光協会が中心になって、そして駅北のインフォメーションセンターの指定管理を受けつつ、一方でDMOとしての新たな業務を行っていくという、そういう状況においてはやはりそれだけの人材の確保が必要だと実は私どもも考えてございまして、ハードルは高いですが、いろんなチャンネルを生かしながらそういう人材を確保して、準備に向けて取り組んでいきたい。特別委員会でご説明しましたけれども、一方でそのことを全部町が予算を使って一定程度のお金を出すということであれば、また確保の仕方も違ってくる部分はあるのですが、やはり限られた予算の中で、一方で使える予算があるのであれば、こういう制度的なものを使いながら、何とかその中で整理をしていきたいという、そういうことで今回予算を計上させていただいてございます。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。確認なのですが、北海道から紹介していただけような人材とはまた別と考えておいてよろしいのでしょうか。今の地域おこし協力隊と特別委員会のときに説明を受けました専門的な人材というのとは別なのかどうか、その確認だけお願いします。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

お話ししたとおり、物販の部門に関しては専門的な見地を持った方というのは北海道の経済部からも招聘していただくという考えは持っておりますが、それとは別枠で、その方をサポートするわけではないのですが、一緒に、収益部門といいますか、物販の部門にかかわっていただく方を今回追加で上げさせていただいております。年度当初でもう一枠観光分野の人材を募集しておりますが、今現在数名の応募が来ておりまして、その中でも特に、まだ履歴書を確認した段階なのですが、有能な人材もございまして、例えばまちをPRするに当たっても、もともとはテレビ関係のプロデューサーを経験された方として、あと旅行会社にもお勤めだった経験がある方がおりますので、今はまだ正式採用というところまではいっておりませんが、そういった人材もできれば獲得したいと思っておりますし、物販から得られる収益の部門も地域おこし協力隊に担っていただきたいという考えを持っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 13ページの地域おこし協力隊について若干伺います。

同僚議員からも話がありましたけれども、それを踏まえてですけれども、その前段、制度的なことだから、これは大いに活用してほしいのですけれども、私が若いというか、中堅の町民の方と会うと、制度的には別として、我々ここまで住んでいろいろやっているのに我々に対してどうなのだろうと。先ほど同僚議員からあったUターンのやつもあれば、今まで地元で活躍している人が今制度的なものについて、これだけ皆さん褒めているからいいのですけれども、疑念を持ち始めているということは、やっぱり行政としてバランスをとらなければいけないのかなと。そういう部分のほうに対して何か政策を打って出なければいけないのかなと、こういう部分というのを最近感じるのです。実際話を聞いて、出てくるのです。

そして、もう一つは、この制度からいけば有能な有為な人材をよそから求めるのだけれども、

白老町で仕事がなくて出て行って、優秀な人材が帰ってきたいのだけれども、それに合うものがない。だけれども、この制度の適用にならない。非常に矛盾する部分ってあるのです。これは、やはり行政の責任として政策の充実の部分で十分に私は考えていくべきだなと、こう思っています。まず、それが1つ。

もう一つ、先般の特別委員会では、観光協会にインフォメーションとかの指定管理、DMOは方向性はいいでしょう。ただ、支援する部分については支援したいと町で言ったけれども、方向性はいいよと言ったのだけれども、あの中での議論で、今言った物販でもDMOでもどういう人材でどういうことをやる。試算表も、あれはただ商工会が来てつくっただけだという言い方はあれだけれども、その内容についてはもっと具体的にまとめて整理してくださいと言って、多分その上で特別委員会の議論があると思ったのだけれども、今回こうやって地域おこし協力隊が出てきたということは、言葉は悪いけれども、特別委員会で内容を精査しなくてもいいよということで、なし崩しに出てきているような気がするのです。だから、そういう部分は私は整理すべきだと思うのです。だめだというのではなくて、これは消化不良を起こしているのです。前回の特別委員会で町側も全部でないと、説明し切れなかったのだから、なぜそういうことができるのかなと私は思うのです。議会との政策の事務上の問題です。本来は、今みたいな議論を先に特別委員会で諮って、予算が上がってくるのならわかりますよ、皆さんが理解して。だから、私も質問するのです。

そして、同僚議員からありましたけれども、2つの業務をやりますけれども、今までの協力隊員が自分でやっている仕事を見たら、それはそれでいいのだけれども、今回のインフォメーションセンターで今説明があったものをやるということは、観光協会の組織としての指揮監督、命令監督権の中でやるのですか。その場合、あそこは指定管理は観光協会が受けるのですから、そうすると分離できないと思います。指揮監督権、組織の一員になって、あそこでやっている就業規則に沿って仕事をするのかどうか、そういう部分がどうなるか。

それと、地域おこし協力隊について若干伺います。新年度予算のときにも質問したのだけれども、あのときはちょっと消化不良だったのです。それで、細かいことなのだけれども、ここもそうだけれども、全般のことでも聞くのだけれども、1つとして、パソコンの賃借料がありますよね、これは多分町が買って与えていると思うのだけれども、3年の期限が来たときにこの取り扱いはどうするのか。戻してもらったときにデータの処理はどうしていくのかと、この処分はどうなっているのですか。卒業した人もいますから、その例に倣って答弁してもらえばいいと思うけれども。

それと、補助金、活動助成金、3月の予算審議のときに聞いたけれども、よくわからなかったもので、これは誰に行って、どういう活動をするのか、その部分。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 一番最初の地元で活躍されている方たちがいると、そういう中で今の新たに来る方たちと地元にいる方たちとのバランスがとれていないのではないかと、そういうお話が議員のほうにも来ていると、こういうことでございます。政策として十分考えていかなければならないのではないかと、こういうお話ですので、直接そういうようなお話は正直いただいていない部分がありますので、地元の方がこういうことをやりたいのだけれども、どうだろうか、補助制度がないだろうかですとか、そういう制度をつくってくれば自分たちもこういう活躍が可能だというような、そういう前向きなお話は本当にいただくのが必要だと思いますので、ぜひともそういう方がいらしたときには経済振興課のほうにご相談いただきながら、一緒に活動していく、そういう土台をつくっていきたいというのが私たちの考えでございますので、よろしくお願ひしたいなと思います。私どもも、商工会ですとか、観光協会ですとか、そういう団体を通じながら、そういう思いを持っている方がいらっしゃるのであれば、ぜひともそういう声も上げていただくように今後協議をさせていただきたいと思います。

それから、もう一点のなし崩しでというお話ですけれども、決してなし崩しでやるということではございません。一方で、議会のほうには一定程度の基本的な事項はご説明させていただいていると思っています。しかし、詳細な部分については、それは私どものほうの執行の範囲の中である程度やらせていただかないと、全てをお話しするということはなかなか難しい部分もございます。その辺は、今後の特別委員会の中でも基本的な事項としてこういうことはやらせていただきたいということをご説明をさせていただきますが、細かな中身については、それは執行の範囲の中でぜひともやらせていただきたいと、このように思っています。

それから、もう一点は、今回採用する協力隊の人材ですけれども、どこでということになりますが、実はまだ準備段階でございまして、観光協会は指定管理という方向は決めましたので、観光協会として準備をしていくことですか、そういうことを私どもも一緒に考えていかなければならないという、そういう考え方を持っております。ですので、役場に置くのが適切なのか、それとも今の観光協会の部署に置くのがいいのかというのは、これから採用する段階の中できちんと詰めて、観光協会と調整をとりながら詰めて整理をしていきたいと、このように思っています。

残りのパソコンの賃借料と活動助成金については、企画課長のほうからお答えいたします。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） まず、ご質問にありましたパソコンの部分でございます。これは、リースということになっていきますので、期間が終わりますとリース元に戻るという中身になってございます。データにつきましては、当然消去させて返却というようになってございます。

それから、活動助成金について若干ご答弁させていただきたいと思いますが、対象経費としましては、地域住民との交流、または地域おこしに資する取り組みに要する経費、2点目としまして隊員の自己研さんに要する経費、3点目としまして定住に向けて必要となる研修、資格取得等に要する経費ということになってございます。活動例としまして、例えば活動等の旅費、移動に要する経費ですとか、活動に必要な環境整備に要する経費、例えば施設や設備に係る賃

借料、光熱水費等ですとか、市場調査や商品開発に要する経費ですとか、講習会の参加に要する旅費や負担金、それから免許、資格取得に要する経費、起業に向けたトライアルに要する経費、会場使用料ですとか、設備レンタル、チラシ製造など、そういった活動助成金の内容となっております。

それと、もう一点、ご質問にありました指揮監督権については、これは各担当課の指揮権となっております。なお、就業規則につきましては、町との雇用契約によるもので、町に基づいたものというような格好になります。場所については、これは内容によりますので、場所はそれぞれ協議というようなところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今副町長が言った細かいことでなくて、私が言っているのは、前回の特別委員会でもこの議論をして、収支計画書もはっきりしない、自分たちが稼いで人を雇うと。今言ったように支援する、2人支援するみたいに言っているけれども、それもまだよく方法はわからないから、今検討しているという話だったから、そういうことをある程度整理して、理解した上で出るのならいいのではないですかと言っています。私は何も細かいことは請求していませんから、特別委員会の流れの中でなぜ上がってきたのですかという言い方ですから、ただそれだけです。

それと、助成金は今の説明でいくと、使途の制限はあるけれども、本人に行くということですね。ですから、148万5,000円プラス95万4,000円ですから、隊員には、役務費とか云々は別にして、243万9,000円は本人に渡るということですね。町の補助金規則を読むと、実績報告書がどうあるべきか書いています。これは税金ですから、私は聞きます。それと、周りの人からも、どういう使い方をして、町はチェックしているのかと言われていきますから私聞くのです。これは、今言われた使途制限があることは、全てどういう形で実績報告が上がってくるのですか。私が細かいことを聞くのは、立場上ではなくて、町民からそういう疑念が出ているのです。たとえ制度のお金であっても、特別交付税に入るから町の予算をくぐるわけです。だから、私はある程度そういうことをきちんと整理して働いてもらったほうがいいと思うし、町民にも理解してもらったほうがいいと思います。

まとめて聞きますけれども、もう一点は、すばらしい隊員の方が活躍しています。営利事業もやっています。こういう人方は、税申告等々の指導なりはどうかということ。一定の収入があっても、この報酬等は町からみんな行くのかどうか。町民の皆さんはそう見ているのです。多額の金額が入っている。今やっている人がどうこうでないですから、制度上の問題ですから。そういう部分はどうか。だから、きょうの予算を見ても協力隊員が観光協会の指揮監督を受ければ、その中で仕事をするのなら、小さい話ですよ、例ですよ、パソコンだって職場に備えていけば使えばいいのですよ、持っていかなかたって。そういうのをきちんと整理しないと、ただ制度があるから云々ではなくて、いかに効率的な運用を図ってやるかということを私は言っているのです。そういうことです。

○議長（山本浩平君） 岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） 私どもも、この制度を使いながら、いかに観光協会が中心となって

観光のまちづくりを進めていけるような体制にしなければならないかということに対して、実はどういう支援が必要なのかということで検討を協議もしながら進めているという状況です。パソコンはどっちを使うかとか、そういうところまでの整理は正直言ってしていません。ただし、どうやってこの隊員の方が活躍していただけるような環境をつくれるかというところに一番注力しなければならないと思っております、そういう中で今どんな人材を採用したらいいか、どういう資格を持っている方がいいかということを考えながら募集をさせていただいているという状況でありますので、そこは決まった段階ではそういうお話をきちんとさせていただくことも必要かと思いますが、今の段階ではそういう人材が欲しいという、そういう中で募集をしていきたい、そのための予算をつけていただきたいという、こういうご提案に対して理解をぜひともいただきたいと、このように思います。

それから、特別委員会の中でご説明をさせていただいております収支の見通しについても、あの場面でもお話をさせていただいておりますが、これで決まりではないという、見直しもあるのですということも当然お話をさせていただいております。それはどういうことかということ、特別委員会の中でもお話ししたとおり、まだまだ詳細に決まっていないものもあるのでという、こういうお話をしておりますが、基本的な考え方はあれから大きく変わるという部分ではありません。個々の費目において金額の少ない、多いは出てくるかもしれませんが、基本的な項目についての変更は余りないと考えております。そういう中で、先ほどもお話ししましたが、議員の皆さんに全ての項目、全ての詳細な金額をお知らせするという事は、これはちょっと難しいと思っておりますが、先ほどお話ししたとおり、基本的な事項について、あとのものについてはある程度執行側の執行権の範囲の中でぜひともご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本浩平君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 地域おこし協力隊全般のお話ですので、私のほうから先ほど質問のございました補助申請の関係を答弁させていただければと思います。

実は地域おこし協力隊に対する要綱を定めておまして、当然補助申請して、報告していただいているというような内容になってございます。報告会ということで、昨年も「蔵」のほうでやらせていただいたりとかということもやらせていただいているところでございます。

それから、兼業の話なのですけれども、要綱の中でも兼業は禁止してございません。ただ、勤務時間中である8時半から5時、これを専業の時間としまして、兼業はできることというような形になっているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） いろいろ横から聞こえてきて、私はどうこうでなくて、制度上言っているようにある程度の、きちんとやっていると思うのです。だけれども、応用的なそういう制度の中で運用していて、町民の方からもよくわからないから、そういう中でしなければいけないということで細かく言っているのだけれども、正直な話そういう議論があるのです。だから、政策をやるためにはある程度皆さんが理解された上でということでは言っているのです。そういうことで、私は細かい云々ではなくて、そういう制度の中でどういう運用をされているのかと

いうことを今確認しただけですから、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 岡村副町長。

○副町長（岡村幸男君） この協力隊の制度は国の制度としてこういう制度がある中で、町も要綱をつくって、その中で決まりのとおりやらせていただいていると。ただし、個々の隊員の活動の状況というのはそれぞれ違うわけですし、そこを全て網羅して説明できるということではございません。基本的には制度に基づいてきちんとやっていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正 予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議2—1をお開きください。議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和元年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第3号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） それでは、議3—1をごらんください。議案第3号でございます。令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,641万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,972万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第4号 白老町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議案第4号、議4―1をお開きください。白老町森林環境譲与税基金条例の制定について。

白老町森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

条文の朗読は省略いたします。

議4―3をお開きください。議案説明でございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境譲与税が譲与されることから、当該譲与税を基金として適正に管理及び運用を図り、計画的な森林整備等に資するため、本条例を制定するものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 森林環境譲与税の基金をつかって条例を施行するという事なので、正直言いまして少し遅いくらいかなと、もっと早くにこういうようなことをやってもらいたかったなど、私個人はそう思っております。それで、白老町において基金を積み立てるとなっていますけれども、この後台帳もつくって、森林整備をするために基金として適正に管理及び運用していきたいと書いてある。この運用というところを町としては今のところ、ここまでリストをつくったりとか、運用に至るまでとか、またこのくらいの基金が積み立てられたらこういうようなことをやりたいとか、具体的なそういうような方針というか、考え方があったら、そこだけお伺いさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 富川農林水産課長。

○農林水産課長（富川英孝君） 森林環境譲与税の基金の関係のご質問でございます。

町としての運用方針というのは、実は本年度定めているところではあります。基本的には森林環境譲与税は間伐、路網整備、そういった森林整備に使いなさいというのが1点、それから人材育成、担い手の確保といったところに使いなさいというのが2点目、3点目については木材利用の促進、または森林の木材に対する普及啓発に使いなさいというようなことが主な目的として譲与されるというようなことになってございます。白老町といたしましても、基本的にはその目的に沿った中で基金を積み立てて、しかるべき時期にしっかりとお金を使っていくというようなことにしたいなと思っておりますが、まず令和元年度、本年度の予算でいいますと、森林環境整備事業という中に旅費と役務費、都合10万円ですけれども、そちらを計上させていただきまして、まずは私有林の所有者に対する意向調査、そういったものをさせていただくということになってございます。まずは、今一番問題になっているのは私有林の人工林。私有林の人工林というところに一定の目的として譲与されるということになってございますので、まずそういった所有者に対して今後どうしていくか、そういった意向調査を踏まえて考えていきたいなと思っております。ただ、私有林の事業につきましては、過去から見ましてもここ6年で平均しても127万5,000円程度、平成20年から25年のときには平均して570万円程度というようなことでありましたので、最近では私有林の管理というか、事業に対する意識、そういった部分の低下もあるだろうということで、今回こういった中で調査をさせていただいて、改めて行政ではなくまずは民間の手の届かない森林に対する整備だとか、そういったものに事業として充当していければいいなと現状考えています。ですから、幾らたまったらどうしようかというのは今の段階では持ち合わせてはおりませんが、まずはそういった所有者の意向に沿った中で整備、充当していきたいという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） そういう計画にぜひ沿って私はやっていってもらいなと強く思っております。そこで、これからどういうことになるかわかりませんが、ある程度というか、姿を役場内でまとめて、一回議会のほうにも提示していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 富川農林水産課長。

○農林水産課長（富川英孝君） 本年度意向調査のほうをさせていただきますので、それが取りまとまった段階では議会のほうにもお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町森林環境譲与税基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 議6—1ページをお開きください。議案第6号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

次に、議6—12ページをお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号から第5号までの施行期日、第2条から第8条までの経過措置につきましては、朗読を省略させていただきます。

続きまして、議6—16ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第7号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議7-1をお開きください。議案第7号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

議7-5、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議7-6をお開きください。議案説明でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等の職員の休暇時等における保育提供の代替時や保育の提供終了後の児童の受け皿として連携する保育所等の確保義務の緩和等の規定が追加されたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第8号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議8—1をお開きください。議案第8号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

附則でございませう。この条例は、公布の日から施行する。

議8—2をお開きください。議案説明でございませう。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者として指定都市の長が追加されたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)～(10) 略	(1)～(10) 略
4～5 略	4～5 略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第10号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第10号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

後藤予防課長。

○予防課長（後藤 悟君） 議10—1をお開きください。議案第10号でございます。白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議10—2をお開きください。議案説明でございます。白老町消防手数料徴収条例の一部改正について。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、危険物を取り扱う貯蔵所に係る許可申請手数料の標準が見直されたことから、本町における当該手数料についてもこれに準拠するため、本条例の一部を改正するものである。

以上、よろしくご審議のほどをお願いします。

白老町消防手数料徴収条例新旧対照表

改正前					改正後					
別表（第2条関係）抜粋					別表（第2条関係）抜粋					
手数料の種類	区分			手数料の額	手数料の種類	区分			手数料の額	
(2) 法第11条第1項前段の規定による設置の許可申請手数料	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根貯槽に自己支持形円すい屋根、支持形円すい屋根 (GRT) 及び自己支持形球面屋根 (DRT) を取り付けたものは除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上	118万円	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根貯槽に自己支持形円すい屋根、支持形円すい屋根 (GRT) 及び自己支持形球面屋根 (DRT) を取り付けたものは除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上	118万円		
			5,000キロリットル未満のもの				5,000キロリットル未満のもの			
		及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上	141万円	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 (GRT) 及び自己支持形球面屋根 (DRT) を取り付けたものは除く。)	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上	141万円		
			1万キロリットル未満のもの				1万キロリットル未満のもの			
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの				158万円		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	159万円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの						194万円	
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	226万円	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	227万円							
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万	455万円	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万	455万円							

				キロリットル 未満のもの						キロリットル 未満のもの	
				危険物の貯蔵 最大数量が 30万キロリッ トル以上40万 キロリットル 未満のもの	582万 円					危険物の貯蔵 最大数量が 30万キロリッ トル以上40万 キロリットル 未満のもの	582万 円
				危険物の貯蔵 最大数量が 40万キロリッ トル以上	707万 円					危険物の貯蔵 最大数量が 40万キロリッ トル以上	707万 円

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第14、議案第11号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

後藤予防課長。

○予防課長（後藤 悟君） 議11—1をお開きください。議案第11号でございます。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

議11—2をお開きください。議案説明でございます。白老町火災予防条例の一部改正について。住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、宿泊施設等の用途部分が300平方メートル未満の施設において特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用火災警報器の設置を免除できることとなったことから、条例においても同様の改正を行うとともに、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 略</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 略</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で種別が<u>1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6)</u> 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に<u>特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令</u></p>

(7) 略	(平成20年総務省令第156号) 第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (7) 略
-------	---

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議12—1をお開きください。議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和元年6月14日提出。白老町長。

改正規定は朗読を省略いたします。

次のページ、議案説明をお開きください。平成31年3月31日付、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、当組合を脱退したことに伴い、本規約別表第1及び別表第2を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規

定に基づき、議会の議決を求めるものである。

前のページに戻ります。附則であります。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

北海道市町村総合事務組合同規約新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）組合を組織する 地方公共団体		別表第1（第2条関係）組合を組織する 地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
(略)	(略)	(略)	(略)
空知総合振興局(33)	(略)、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合(略)	空知総合振興局(32)	(略)、北空知衛生センター組合、南空知葬斎組合(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
日高振興局(16)	(略)、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合(略)	日高振興局(15)	(略)、日高中部衛生施設組合、日高中部広域連合(略)
十勝総合振興局(24)	(略)、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合(略)	十勝総合振興局(23)	(略)、北十勝2町環境衛生処理組合、南十勝複合事務組合(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～7(略)	(略)	1～7(略)	(略)
8(略)	(略)	8(略)	(略)
9 地方公務員災害補償法(昭和	(略)、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合(略)、日高中部衛生施設組合、日高地区	9 地方公務員災害補償法(昭和	(略)、北空知衛生センター組合、南空知葬斎組合(略)、日高中部衛生施設組合、日高中部広域連合(略)北

<p>42年 法律第 121 号)第 69条 の規定 に基づ く非常 勤の職 員の公 務上の 災害又 は通勤 による 災害に 対する 補償に 関する 事務</p>	<p>交通災害共済組合、日 高中部広域連合(略) 北十勝2町環境衛生 処理組合、池北三町行 政事務組合、南十勝複 合事務組合(略)</p>	<p>42年 法律第 121 号)第 69条 の規定 に基づ く非常 勤の職 員の公 務上の 災害又 は通勤 による 災害に 対する 補償に 関する 事務</p>	<p>十勝2町環境衛生処 理組合、南十勝複合事 務組合(略)</p>
<p>10(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>10 (略)</p>	<p>(略)</p>

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第16、議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議13—1をお開きください。議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のように変更する。

令和元年6月14日提出。白老町長。

改正規定は朗読を省略します。

次のページ、議案説明をお開きください。平成31年3月31日付、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、当組合を脱退したことに伴い、本規約別表の一部を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

前のページに戻りまして、附則であります。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

北海道市町村職員退職手当組合規約新旧対照表

改正前		改正後	
別表		別表	
組合を組織する市町村、		組合を組織する市町村、	
一部事務組合及び広域連合		一部事務組合及び広域連合	
(1) 市町村 (略)		(1) 市町村 (略)	
(2) 一部事務組合及び		(2) 一部事務組合及び	
広域連合		広域連合	
区	一部事務組合及び広域連合	区	一部事務組合及び広域連合
分		分	

石狩管内～後志管内	(略)	石狩管内～後志管内	(略)
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、 <u>北空知葬斎組合</u> 、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合	空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合
上川管内～胆振管内	(略)	上川管内～胆振管内	(略)
日高管内	日高東部衛生組合、 <u>日高地区交通災害共済組合</u> 、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合	日高管内	日高東部衛生組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合
十勝管内	南十勝複合事務組合、 <u>池北三町行政事務組合</u> 、北十勝2町環境衛生処理組合、とかち広域消防事務組合	十勝管内	南十勝複合事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、とかち広域消防事務組合

釧路 管内 ～	(略)	釧路 管内 ～	(略)
---------------	-----	---------------	-----

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約 の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第17、議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議14-1をお開きください。議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のように変更する。

令和元年6月14日提出。白老町長。

改正規定は朗読を省略いたします。

次のページ、議案説明をお開きください。平成30年3月31日付、十勝環境複合事務組合、平成31年3月31日付、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、当組合を脱退したことに伴い、本規約別表第1を改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

前のページに戻りまして、附則でございます。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約新旧対照表

改正前	改正後
別表第1（第2条関係）組合を組織する 地方公共団体 （略） 大雪清掃組合 <u>池北三町行政事務組合</u> 釧路東部消防組合 （略） 西空知広域水道企業団 <u>日高地区交通災害共済組合</u> 北空知衛生施設組合 （略） 十勝圏複合事務組合 <u>十勝環境複合事務組合</u> 紋別地区消防組合 （略） 北空知衛生センター組合 <u>北空知葬斎組合</u> 南宗谷衛生施設組合 （略）	別表第1（第2条関係）組合を組織する 地方公共団体 （略） 大雪清掃組合 <u>削る。</u> 釧路東部消防組合 （略） 西空知広域水道企業団 <u>削る。</u> 北空知衛生施設組合 （略） 十勝圏複合事務組合 <u>削る。</u> 紋別地区消防組合 （略） 北空知衛生センター組合 <u>削る。</u> 南宗谷衛生施設組合 （略）

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第18、議案第15号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議15—1 ページをお開きください。議案第15号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）が、パーソナルコンピューター、80台、レーザープリンター、5台、ウィンドウズ10プロアップデートライセンス、55ライセンス。

2、取得予定金額、1,760万4,000円。

3、取得の目的、役場職員用コンピューター機器等の更新。

4、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、菊谷秀吉。

議案説明であります。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 工事請負契約の締結について（末広東町通り
跨線橋（自由通路）整備Ⅲ期工事）

○議長（山本浩平君） 日程第19、議案第17号 工事請負契約の締結について（末広東町通り
跨線橋（自由通路）整備Ⅲ期工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議17—1 ページであります。議案第17号 工事請負契約の締結に
ついて。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次
のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

1、契約の目的、末広東町通り跨線橋（自由通路）整備Ⅲ期工事。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約の金額、1億6,060万円。

4、契約の相手方、岩崎・川田・西村特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町字社
台271番地3、株式会社岩崎組代表取締役、清水尚昭、構成員、白老郡白老町字石山15番地、株
式会社川田建設代表取締役、川田泰正、構成員、白老郡白老町字北吉原124番地1、有限会社西
村建設代表取締役、西村悟。

5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

議案説明であります。1、工事場所、白老町大町2丁目、末広町1丁目。2、完成期限、令
和2年3月13日。3、工事概要、本工事は、JR白老駅の東側に位置する末広東町通り跨線橋
が築後48年経過し、老朽化が進んでいることや象徴空間開設に伴い通行量の増加が見込まれる
ことから、自由通路としてのバリアフリー化を伴う改築を行うものであり、Ⅱ期工事にて製作
した北側昇降棟の鉄骨を本Ⅲ期工事にて現場運搬するとともに、北側昇降棟については基礎工
事から完成までを施工し、通路部分、南側昇降棟の内装を施工し、完成するものでございま
す。建築面積431.81平方メートル、内訳は記載のとおりであります。延べ床面積654.64平方メー
トル、内訳は記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 工事請負契約の締結について（末広東町通り跨線橋（自由通路）整備Ⅲ期工事）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 工事請負契約の締結について（白老駅北観光商業ゾーン インフォメーションセンター新築（建築主体）工事）

○議長（山本浩平君） 日程第20、議案第18号 工事請負契約の締結について（白老駅北観光商業ゾーン インフォメーションセンター新築（建築主体）工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議18—1 ページであります。議案第18号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

1、契約の目的、白老駅北観光商業ゾーン インフォメーションセンター新築（建築主体）工事。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約の金額、1億1,687万5,000円。

4、契約の相手方、鈴木・鈴木ホーム特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町東町2丁目3番11号、鈴木建設株式会社代表取締役、鈴木研生、構成員、白老郡白老町字萩野312番地120、株式会社鈴木ホーム代表取締役、鈴木孝義。

5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

議案説明でございます。1、工事場所、白老町若草町1丁目。2、完成期限、令和元年11月29日。3、工事概要、本工事は、地域経済の活性化を図る拠点として、また町内への回遊性向上を図ることを目的として、官民連携により整備する白老駅北観光商業ゾーンの北海道と白老町が整備する行政整備区域のインフォメーションセンターを新築するものでございます。建築面積521.70平方メートル、延べ床面積433.92平方メートル。主要室、白老町整備分、エントランスホールほか記載のとおり、北海道整備分、男女トイレ、多目的トイレ。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 工事請負契約の締結について（白老駅北観光商業ゾーン インフォメーションセンター新築（建築主体）工事）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 工事請負契約の締結について（白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事）

○議長（山本浩平君） 日程第21、議案第19号 工事請負契約の締結について（白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議19—1 ページをお開きください。議案第19号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

1、契約の目的、白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約の金額、7,089万5,000円。

4、契約の相手方、丸幸鈴木・川田特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町字社台53番地1、丸幸鈴木建設工業株式会社代表取締役、鈴木武幸、構成員、白老郡白老町字石山15番地、株式会社川田建設代表取締役、川田泰正。

5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

議案説明でございます。1、工事場所、白老町若草町1丁目。2、完成期限、令和元年11月10日。3、工事概要、本工事は、地域経済の活性化を図る拠点として、また町内への回遊性向上を図ることを目的として、官民連携により整備する白老駅北観光商業ゾーンにおいて北海道と白老町が整備する行政整備区域にて駐車場及び園路等を整備するものでございます。駐車場

整備工、駐車場整備面積は2,850平方メートル、駐車台数83台、うち身障者用2台。園路整備工、園路整備、延長111メートル、歩道整備、延長88メートル、駐車場灯4基、園路灯4基、樹木植えかえ、樹種、リンゴ、桜。歩道整備です。延長88メートル、駐車場灯4基、園路灯4基、樹木植えかえ、樹種、リンゴ、桜でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 工事請負契約の締結について（白老駅北観光商業ゾーン外構整備工事）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 工事請負契約の締結について（令和元年度施行 ポロト公園線改良舗装工事）

○議長（山本浩平君） 日程第22、議案第20号 工事請負契約の締結について（令和元年度施行 ポロト公園線改良舗装工事）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議20—1ページでございます。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月14日提出。白老町長。

- 1、契約の目的、令和元年度施行 ポロト公園線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、制限つき一般競争入札。
- 3、契約の金額、5,610万円。
- 4、契約の相手方、白老郡白老町字社台271番地3、株式会社岩崎組代表取締役、清水尚昭。
- 5、契約保証金、561万円。

次のページ、議案説明でございます。1、工事場所、白老町若草町。2、完成期限、令和元

年10月30日。3、工事概要、町道ポロト公園線は、民族共生象徴空間の西部に隣接し、民間で整備するポロト温泉施設や象徴空間関連区域であるポロト自然休養林につながる重要な路線でございます。本工事は、民族共生象徴空間の周辺環境整備と位置づけ、地域の安全で円滑な交通を確保することを目的とし、道路改良として車道部及び歩道部の路盤改良を行い、アスファルト舗装により整備するものでございます。路盤改良工は、延長162.39メートル、幅員、車道部5.5メートル、歩道部2.5メートル。舗装工、延長382.39メートル、幅員、車道部5.5、歩道部2.5。排水構造物工、管径450鉄筋コンクリート高圧管45メートル。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） この工事の内容ではなくて、変な言い方ですけども、この工事をやっている間、ポロト休養林のほうに行く道がここが工事になってしまったらその間はどうかだけお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 工事期間中の通行の関係でございますが、基本的に一般車両につきましては片側交互通行ができるようにガードマンを前後に配置し、通行可能な形にする考えでございます。基本的に奥のほうに大型バス等の進入等がございますので、大型バス等については事前に入出入りする時間帯の情報を集約して、その時間帯だけは大型が出入りを自由に行けるような体制をとっていきたくと考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） それでは、夏休みの間とか土日とか、もちろん大丈夫だと理解してよろしいですね。

○議長（山本浩平君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 基本的な工程の中では通行は可能という体制をとります。ただ、一部メインの道道の部分に排水の流末を接続する工事が約2週間程度ございます。そのときに限っては、日中なのですが、どうしても排水を接続するのに2メートル以上掘削をしなければいけないという工種がございますので、そのときには一時的にその期間が通行どめという部分も現場によって可能性としては出てきます。それ以外については、通行は可能という形をとります。

夏休みは、基本的には。今の通行どめのお話は、一応9月からの予定で今計画を進めております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 工事請負契約の締結について（令和元年度施行 ポロト公園線改良舗装工事）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 平成30年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（山本浩平君） 日程第23、報告第1号 平成30年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報1—1ページをお開きください。報告第1号 平成30年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度白老町一般会計補正予算（第10号、第11号、及び第12号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月14日提出。白老町長。

よろしく願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（山本浩平君） 日程第24、報告第2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 報2—1をお開きください。報告第2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）第1表の繰越明許費は、別紙

のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月14日提出。白老町長。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第25、報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報3—1をお開きください。報告第3号です。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和元年6月14日提出。白老町長。

記としまして、(1)、株式会社白老振興公社平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画。

(2)、一般財団法人白老町体育協会平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。振興公社のほうの損益計算書、31年度決算が終わっているやつは経常損失226万7,015円の赤字ということだと思っておりますけれども、今年度の予定損益計算書でもやはり赤字予算といたしますか、そのように提出されているのですけれども、資産があるので、このように続けていられるのかなとは思いますが、今後の振興公社のあり方についてはどのようなになっているのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 基本的には、昨年度前田議員のほうからご質問もあって、そのときに私のほうから答弁申し上げているように、土地の売り払いが終わり、そしてポロト温泉の自主営業がなくなった段階において、こういうような赤字決算になっております。そういう中で、方向性としては解散をにらんでの動きをとっております。ただ、昨年度は取締役会及び株主総会において、従業員がまだいるということもあって、その方々をどうするべきかということと同時に、話の中においては文化財団のほうから何か仕事があるのではないかということを含めて、実際に常務も財団のほうに行きまして、そのことについては話をしていたのですけれども、

なかなかそういう状況も見当たらないということで、今年度の5月23日の取締役会及び株主総会においては解散をめどにした事務的な手続の準備をどうしていくべきなのか、それから27人、今正規の職員と嘱託、臨時も含めておるわけですが、その従業員の今後のあり方、それからどうしても仕事内容が町から委託で持ってきて、その仕事をどこにまた返すというか、町がまた直営でやるのかどうか、その辺のところも含めて新しいやり方もどんな方法があるのか、その辺のところを昨年度の後半から検討はしているのですけれども、ことしはそういう方向というか、そういうことをしながら、来年5月の取締役会及び株主総会で実際の結論を出すということで今回の5月23日の株主総会で決めております。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。今年度中に清算するという考えでいいですか。それで、その報告が来年の5月の株主総会ということではなく、方向を示すのが来年の5月の株主総会で、また来年度は1年間営業されるという押さえでよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今年度中に最終結論を出すための協議をしていく、準備をしていく。そして、最終的な結論は、実際の決定は来年の5月の株主総会で出すということです。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。では、現在働いていらっしゃる方は、令和3年3月31日まではその処遇は確保されているというか、そのまま働き続けられる、振興公社においてそういう身分でいられるという理解でよろしいですか。令和2年の5月の株主総会で決定されるから、令和3年の3月31日までは今のままの身分というか、職員の方はそのままということでもいいですか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） もちろん身分保障は、最終決定が出るまで振興公社の従業員としての身分保障で進めていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） ほかに何か質疑をお持ちの方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第3号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第4号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第26、報告第4号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第4号はこれをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第27、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。
本件につきましては、別紙のとおり、北海道町村議会議員研修会等が予定されております。
承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。
なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第4号 会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第28、意見書案第4号 会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第4号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）

総務省調査によると、2017年度の北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤職員は、延べ6.3万人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。また、正規職員と同様の働き方にも関わらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規・非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方です。

こうしたなか、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

1. 各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

2. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備をはかること。
3. 短時間勤務の「会計年度任用職員」に対し、各種手当の支給が可能となるよう地方自治法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第4号 会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 （案）

○議長（山本浩平君） 日程第29、意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 意見書案第5号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況

に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎委員会所管事務調査の報告

○議長（山本浩平君） 日程第30、委員会所管事務調査の報告について調査結果の報告を求めます。

最初に、議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 最初に、これは29年度より31年度と3年間にわたり会派会議、または行政との協議を重ね、委員会として改革を進めてまいりました。改革後への課題も含めて次期への継続も含めた報告となりますので、お疲れのところ長くなりますが、ご

了承願いたいと思います。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、議会改革に関する事項（第4次議会改革）。

調査の方法、調査日程、出席委員、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査結果。

本委員会は、平成29年5月から第4次議会改革について、所管事務調査を開始し、12の改革項目の取り組みを進めてきた。その結果を次のとおり報告する。

調査経過。

（1）、第4次議会改革に当たって。

白老町議会は、平成10年度から議会改革に取り組み、議会機能の充実を図りながら、町民に開かれた議会づくりを推進してきた。具体的には、国内初の通年議会制度の導入、議員の複数常任委員会の所属改正に伴う広報広聴常任委員会の新設、自治基本条例による議会条項の制定などの制度改革を初め、一般質問の一問一答方式の採用、政策研究会の設置、議員倫理条例の制定など議員の規律や能力向上に努めてきた。

第4次議会改革の取り組みに向けては、まず、各会派から議会改革の是非とその課題・方法について意見集約を行い、改革項目を選定した上で、課題と現状を把握するとともに、「第4次議会改革に向けて」において基本方針をまとめた。検討過程においては、先進地の先行事例などを収集・調査し、町の現状に合致する方策を提案し、執行機関がかかわる改革項目については執行機関に対して改善依頼などの協議を重ねてきた。

（2）、第4次議会改革の基本方針。

白老町議会は、これまでの長年にわたる議会改革の経験を生かし、これまで取り組んできた改革項目についても、充実改善を図る観点から引き続き取り組んでいくことを前提に、今日的な議会制度の改革に取り組むこととした。

議員は、町民に対する役割と責任を果たすための議会づくりを目指すため、議会のあり方や議会の活性化の議論にとどまらず、二代表の一翼を担う合議制機関としての議会やまちづくりに果たす役割としての町民生活を豊かにする政策形成機能や執行機関の監視機能などの機関競争に積極的にかかわることが求められる。

第4次議会改革の計画期間は、平成29年度から31年度の3カ年とし、計画期間中に再検討や状況変化等により即応する場合は、その都度、議長及び議会運営委員会において検討することとした。

取り組み項目としては、分野別に、①、議会の役割（5項目）、②、開かれた議会（3項目）、③、議会・議員力の向上（4項目）であり、それを取り組み順に、第1弾 監視機能の充実、第2弾 政策形成機能の充実、第3弾 議員処遇の改善、第4弾 基幹機能の充実に分けて進めることとした。

（3）、改革項目の検討（論点・経過・結果）について。

4段階に分けた12の改革項目について、論点整理を行い、取り組んだ経過と結果は、別紙の

一覧表のとおりであり、おおむね着実に改善を推進したものと判断するところであるが、一部の項目については、引き続き検討を要することから継続が必要である。

①、第1弾 監視機能の充実。

議会の役割と議会運営の改善を図り、監視機能を充実するため、代表質問の方式や反問権の明確化、一般質問の除外規定の明確化などの運用に取り組むこととした。

ア 代表質問。

代表質問は一括質問一括答弁方式により、3回の回数制限で実施されているが、一括で行うことで内容が拡散し、争点化が難しく、議論の流れや理解が難解になるなどの指摘から、分割質問方式や一問一答方式、または、質問方式の選択制などを検討し改善することとした。

結果、代表質問の対象を執行方針や政治姿勢に明確化して、質問答弁を大項目ごとの分割方式に変更することで、町民等に理解しやすくするよう努めることとした。平成30年7月13日白老町議会運営基準の一部改正で第6章第2節に2項を追加した。

なお、質問時間の制限は設けずに、従来の3回以内の回数制限とした。

イ 反問権。

反問権は、その対象範囲や質問時間の算入か否かについて、明確化を図るために改善することとした。

白老町自治基本条例第19条第3項、白老町議会会議規則第58条及び白老町議会運営基準第4節に定める質問に対する反問について、5つの反問対象と反問の答弁は質問時間に含まない取り扱いを定め、明確な運用を図ることとした。このことから、平成31年1月1日施行の白老町議会反問権に関する要綱を制定した。

ウ 一般質問の除外規定。

一般質問の除外規定については、これまで申し合わせ事項として運用してきたが、常任委員会の所管事務調査事項と特別委員会審議中の事項について、成文化することにより明確な運用を図ることとした。

このことから、平成30年7月13日白老町議会運営基準の一部改正で第6章第2節に1項を追加した。

②、第2弾 政策形成機能の充実。

開かれた議会と広報広聴活動の充実により、議会の政策形成機能を向上するため、移動常任委員会の開催や分科会懇談会の活発化を図り、政策提言や条例提案の促進に取り組むこととした。

ア 移動常任委員会の開催。

第1次議会改革の取り組みから始まった各委員会の地域別開催は、移動常任委員会として各地域に関連する陳情審査や所管事務調査を地域に出向いて実施し、委員会終了後に懇談会を開催し地元町民の意見を聞くなど議会への関心を促すために実施してきた。

移動常任委員会は、平成11年から開始し20年度まで継続したが、広報広聴常任委員会の設置後は、団体との懇談を分科会で行い、移動常任委員会の開催がなくなった。

このことについて検討を行った結果、地域に密接な審査や調査については必要・有効であり、

移動常任委員会は制度として存続し、事案の準備段階で開催計画をしっかりと検討した上で開催すべきとした。

イ 分科会懇談会の活発化。

第3次議会改革の取り組みから始まった分科会懇談会の開催は、広報広聴常任委員会の機能を十分発揮させ、議会活動に生かせる広聴活動を推進するため、庁内の団体と懇談を行うこととして実施してきた。

分科会懇談会を活発化するためには、広聴活動の重要性、分科会の位置づけや各常任委員会との連携を深めることなどを検討した結果、常任委員会の組織体制の改編や年間計画を立てて活動を推進すべきとした。

ウ 議会・常任委員会の条例提案と政策提言。

これまでの議会改革項目では、議員の政策能力の向上を中心に取り組みを進めてきたが、今回は委員会の条例提案や政策提言の強化について検討した。そこで議会の政策形成の役割と意義を踏まえ、通年議会を導入している議会としての利点を生かした年間テーマの設定による調査・研究で政策形成の充実を図ることとした。このことから、テーマ型の議会懇談会を開催し、広聴活動から政策提言を試みることや各委員会が年間活動計画を策定して目的に合致した活動を展開してきた。これらの過程を踏まえた上で必要に応じた提案・提言につなぐべきであり、各委員会において年間計画を策定し、それを基本に活動を推進、充実を図ることとした。

③、第3弾 議員処遇の充実。

地方議会の役割や議会・議員力の向上を図るため、議員のなり手不足対策や議員の自己改革を推進する定数と報酬、報酬基準の確立、身分・社会保障の充実、活動しやすい環境づくりに取り組むこととした。

ア 定数と報酬。

議員定数は、22人から平成10年に2人減の20人に、さらに、平成19年は16人に、平成23年は15人に、平成26年は14人に減員してきた。その間の常任委員会体制は、昭和61年まで4常任委員会、平成18年まで3常任委員会、そして平成19年に2常任委員会としたが、常任委員会の複数就任制を採用したことから、広報広聴常任委員会を設置して議長を除く全員を構成員とする3常任委員会体制となって現在に至っている。

一般的には、1常任委員会の構成は7人から8人が適当とされていることを鑑みると14人体制では単独で2常任委員会が望ましく、定数の適正化は、それぞれのメリットとデメリットを勘案し状況に合わせていく必要がある。

また、報酬については、平成13年以降の報酬額改正は行っていないが、平成14年から自主再現を継続している。現在の報酬が議員活動に対する対価として適当なのか、増額の必要性があっても財政状況や町民感情を勘案すると現時点では難しいとの状況が続いてきた。

今回の改革事項については、改選時期の1年前までに結論を導く予定としていたが、結論に至らず現状のままとなった。

イ 報酬基準の確立。

高知県大川村議会から端を発した議員のなり手不足対策として、報酬基準の明確化を取り上

げ、議会活動の実績分析や他自治体議会の事例調査などにより、議員報酬の基準について検討することとした。

議員のなり手不足問題は、全国的な事象として国や全国町村議会議長会等でも調査対象となった。今回の統一地方選挙において道内では4町で定数に満たない議会が発生した。

本町において、定数割れになるかは不明であるが、議会としても議員処遇の充実が必要であり、さまざまな環境や制度が影響していることから、今回は検討不十分として、結論に至らず現状のままとなった。

ウ 身分・社会保障の充実。

議員処遇の充実を図るため、また、議員のなり手不足対策を検討するため、議員の身分保障、社会保障の対策を検討することとした。

身分保障対策として兼業、兼職について、社会保障対策として公務災害、共済、年金などの制度について、さらに、休暇や欠席について検討したが、制度の現状確認や関係機関との関係など範囲が広大であることから、具体的な改善としては、平成30年12月18日白老町議会会議規則第2条及び白老町委員会規則第2条の改正において、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産のための欠席届の規定を追加した。

エ 活動しやすい環境づくり。

議員力の向上や議員の自己改革を促進し、活動しやすい環境づくりを図るため、夜間・休日議会の検討や議員研修・調査活動の仕組みなどを検討することとした。

平成11年7月から夜間議会を開始したが、平成15年から議会中継を開始すると夜間議会の傍聴者が減少したため、平成22年で開催を終えた。これらのことから現時点での夜間・休日議会は、開催することによる職員や費用の負担が指摘されるなど必要性や効果は少ないとの意見が出された。

また、議員研修を充実する観点から、年度予算の派遣研修の人数枠や行政視察等の政務活動旅費について、4年間の任期内に全員が研修できる人数枠の確保や隔年としている政務活動旅費を毎年に戻すことで、充実を図ることが有効であるとの意見が出された。さらには、研修の計画的実施を図るため、政策研究会や議員会の研修も含め、派遣研修について議員の研修計画の策定による制度化に取り組むこととした。

④、第4弾 機関機能の充実。

議会の機関機能の充実を図り、自治基本条例による規範や議会の活性化、議会運営の改善を推進するため、通年議会の再検討、自由討議の活発化及び自治基本条例の検証と推進に取り組むこととした。

ア 通年議会の再検討。

白老町議会は、全国に先駆けて平成20年6月から通年議会制度を施行した。これは、平成16年地方自治法第102条第2項の改正において、定例会の回数は、毎年、条例で定める回数を招集することとしたことから、定例会の回数を1回と定めて通年議会制を運用してきた。その後、平成24年法改正により、第102条の2が追加され、条例により通年会期の選択制度が導入されたことで運用について再検討することとした。

結果は、通年議会制を導入して10年余りが経過したが、町民に身近な議会として、監視機能や政策形成機能等の充実に寄与しており継続すべきとし、地方自治法第102条の2の運用変更については、メリット・デメリットを勘案した上で、次期に検討すべきとした。会派意見では町民周知や制度の簡略化など新制度に移行すべきとするものと早期に導入した趣旨にのっとり今までどおりとする意見があった。

イ 自由討議の活発化。

自由討議については、白老町議会会議規則第46条及び白老町議会運営基準第7章第3節に規定があるが、第3次議会改革においても、本会議における議案に対する賛否を開陳し合い、住民サービスの向上を判断し、議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行うとして推進したが、事例はなく、実施の意義、方法、課題の再検討を行い、仕組みづくりに取り組むこととした。

結果は、本会議における規定はあるが実施がない実態から、具体的な実施方法や運用について、引き続き実施に向けた調査・検討を行うことが必要であることから、次期においては視察等も踏まえた上で、実施要綱などの仕組みづくりを期待する。

ウ 自治基本条例の検証と推進。

自治制度の最高規範である白老町自治基本条例について、その尊重と実践を踏まえて、検証方法や定期的な見直しの必要性と、議会条項の実施と充実を促進することを課題に取り組むこととした。また、議会条項の検証とともに、議会基本条例の再検討も行うこととした。

結果は、5年ごとの見直し規定があり、検証は必要であるが、必要に応じて議論・推進すべきであり、特に議会条項については議会が責任を持ち提案・必要等に沿った検討を行うべきとした。また、議会基本条例の検討については、制定趣旨は理解するが、白老町の自治基本条例策定過程や条項検討を踏まえると、現時点での議会基本条例の制定検討は必要なしとした。

委員会意見。

白老町議会では、平成10年から本格的に議会改革の歩みを始めて約20年が経過した。第4次として議会改革に取り組むか否かについては、会派検討から開始したが、その前段では、これまでの経験を踏まえると、検討から決定、実施、評価のサイクルを考慮し、従来5年間としていた改革期間は議員任期の4年間をサイクルとする必要があるとの意見が出された。

ただし、懸案で未解決である項目や任期切れによる申し送り事項なども明確にして引き継ぐ体制をとるほうがよい。

議会改革は、長い歴史の中で培ってきた制度・環境の中で、現在そして未来に向けた期待に応えるため、これまでの主題としてきた「町民に開かれた議会、そして信頼される議会を目指して」の実現、実行であると再認識し、そのための制度や環境の改善に努力するとともに、新たな手法や制度に対応していくことで議会の役割を發揮していくことが求められている。

白老町の自治制度の規範である自治基本条例に基づき、議事機関としての議会の機能や役割を果たしながら、長の執行機関である行政との二元代表制の仕組みにおいて、町民のための機関競争主義を果たしていくことが重要であり、そのための代表である議員の資質向上に努めなければならない。

第4次議会改革においては、これまで実施してきた議会運営の仕組みを具体的に改善する代表質問や反問権などの「監視機能の充実」、町民の意見を広く聞くことから議会の各組織が政策を計画的に検討できる仕組みとしての「政策形成機能の充実」、議員のなり手不足などに対し、活動しやすい環境づくりを図る「議員処遇の充実」、さらには、規範や制度、運営を円滑化し活発化する「機関機能の充実」を改革項目としたが、十分に議論を尽くし切れなかった点もあることから、次期改選後の議会運営に生かし、早期に検討を行い、さらなる改善を図って、一步一步前進することを期待する。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、小委員会。

- ・議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。
- ・広報広聴常任委員会の10年間の取り組みにおける検証について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりでございます。

6、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、広報広聴に関する調査・研究に関する調査を終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、小委員会。

①、広報広聴常任委員会の10年間の取り組みにおける検証について。

小委員会では、広報広聴常任委員会が設置されて10年の節目に当たり、これまでの活動の検証を行うこととした。検証は活動の振り返りの中で、常任委員会活動における改善点及び今後の方向性について、会派別の検討を行い、意見を持ち寄ることで議論を深め、6月定例会の中で報告書を提出することで会議を進めてきたが、意見の集約には至らなかった。

町の最高規範である自治基本条例における議会の町民に対する向き合い方、あるべき姿を改選後の議会へ引き継ぐためにも、さらに議論を重ね、9月定例会での報告としたい考えである。

②、議会広報。

議会広報第167号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第31、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等をよろしく願います。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、総合計画の検証とPDCAの仕組みについて、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付しました通知書のとおり、調査期間の延長について申し出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等をよろしく願います。

次に、産業厚生常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。産業厚生常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、移住定住施策（Uターン、Iターン）と雇用の現状と課題について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付しました通知書のとおり、調査期間の延期について申し出がありました。産業厚生常任委員会においては、引き続き調査等をよろしく願います。

次に、皆様には要望書等6件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたく願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第32、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日21日から9月30日までの102日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日21日から9月30日までの102日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時33分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 吉 田 和 子

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 森 哲 也